我が國に於ける鑑眞渡來以前の戒律について

石 田

瑞

麿

国仏教の戒律史上に大きな役割を演じたとされている。 **飛壇を築いて壇法を行いうる諸縁の熟しえなかつたなやみが、この時をもつて解消し、こゝに鑑眞ら一行の過海入朝がわが** ば、それまでに幾度か、 月をもつて一線を劃し、この年をとつて、 奈良仏教を戒律という点から考えると、鑑眞の来朝をもつて二分して考えるのが妥当である。即ち時代的には勝宝六年一 百済において受戒し、あるいは大唐に律を学んだ受具の僧が来朝していたにもかゝわらず、結界し 我が国飛律史における登壇受具の初基とするのが一般の承認を得ている。

てみてゆこうと思う。 の意図のもとにかゝれるのであるが、これを見る手だてとしては、鑑真渡来後生じたところの受戒成立不成立の論爭を通じ しからば鑑賞渡来以前の我が国の仏教界は如何なる狀態におかれていたのであろうか。この小論はこれを明かにしたいと しかしそれに先立つて少しく我が国の戒律に対する思想の趨勢を知つておく必要がある。

我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について

水めた十誦律盛行の時代に接触していたと思われる。

我が国に仏教が伝えられた当初は百済、

髙麗を通した仏教であつて、従つて律としては主として受戒羯磨の作法を四分に しかるに孝徳期より漸次シナ本土より直接仏教が伝えられ、

特に三論

御字、 門下にあつて、孝徳天皇の大化元年、(645) 十師に任命された僧旻、 従つて唐制を参照しつゝ制定された大宝律令中の僧尼令全二十七条において特に注目される、第十一、第十二の二条は、こ 野が展開されたに相違ない。天平期に於いて南山道宜の六卷抄が特に書写され、研究された跡は史料が明白に語つている。 にわたり、 きな位置を占めたことであろう。かくして旣にシナに於いて盛んであつた律宗関係の律害、律疏等はもたらされて研究の分 合せれば、三論の盛行と共に、こゝにもたらされうる戒律思想も四分中心のものであつたことは疑いない。 論の人であつた―であると共に大唐に教えをうけて来た人達であり、又智藏は三論第二伝 (672)と称せられることを思い 宗の伝来がたされてから、こゝに附帶せられた戒律思想も四分律が主体となつたに相違ない。即ち三論初伝の慧灌後、その 律学を学ぶ爲に入唐し、 帰朝後勅によつて行法を撰定してあらわしたものは依四分律抄撰錄文一卷であつた。このことは恐らく極めて大 明かに十誦ではなくして四分に依憑して立てられたものであるということが出来る。 七年 (679) 帰朝した道光律師が唐に受けた律学は四分律宗に於ける相部、 福亮、 類雲、常安、恵隱は三論の人―十師はすべて三 東塔、 更に天武天皇の 南山の三宗

律受持のうえにどのような立場をとつていたのであろうか。 僧尼を称するならば、これは何らかの解釈によつて解決されていなければならない。即ち鑑真漇来以前のわが国の僧尼は戒 かし四分律に立つ時は常に「十師」受戒の問題がついてまわる。十師がそなわらなければ受具の僧たりえない。 しかも の様な風潮を予想するとき、

ととにある。従つて鑑眞和上入京の時にも、天皇は一行を東大寺に安置してその労をねぎらい、吉備眞備を遣して、 武天皇の願意であつて、我が国に未だ戒律が備つていない―四分律に立つ限り―ために、唐に授戒伝律の師僧を請わしめた 天平勝宝六年 (754) 鑑眞の渡来は我が入唐僧栄叡、普照の招請に動かされたものであるが、 その因由をなしたものは聖 「大徳

入唐は天平五年のことであるとすれば、実に二十余載をへて実現したものである。かくしてこの年四月、東大寺廬舎那仏の 心に冥契せり、今自り以後は、戒を授け律を伝えること、一に和上に任す、」との詔を宣せしめておられる。 てゝ重ねて和上が授けるところの戒を受け」たのである。 余人は具足戒を受け、又靈祐、賢璟、志忠、善頂、道緣、平徳、忍基、善謝、行潜、行忍等八十余人の「僧」は「旧戒を捨 御前にはじめて戒壇が築かれ、聖武天皇はじめ、光明皇后以下登壇して「菩薩戒」を受け、ついで「沙彌」登修等四百四十 **壇を立てて戒律を伝受せんと欲し、此の心有りて自り日夜忘れざりしが、今諸大徳遠く来りて戒を伝え(んとす)るは朕の** 和上の遠く滄波を涉り、来つて此の国に投ぜしは、誠に朕が意に副えり、……朕、此の東大寺を造りてより十余年を経、戒 栄叡、 普照の

ると、 僧蓮を維摩堂に集めて、 が、しかもその中にあつて、更に依憑をたてとして自己の旧戒の正しき意義を主張しようとする人達がいた。思託の言によ **戒の来**由を知らなかつた」からであり、それもまた止むを得ぬところであつたから、鑑真らの徒は受戒に先立つて、旧戒の たのである。けだし鑑真と行をともにして渡海した合州開元寺の僧、思託の「延暦僧錄」によると、彼らは「無戒にして伝 であつた。即ち鑑眞ら渡来の当初、我が国の僧達は旧戒を捨てゝ新戒を迎えようとはせず、登墳受戒を潔よしとはしなかつ かしとれら「僧」が旧戒を捨てゝ鑑眞を和上として新たに具足戒を受けるに当つては戒律に関する論爭をへていたもの このたびの受戒の所以を詳說したのである。 これより多くのものは受戒に服することを承認した

範なからんと。志忠、賢璟等、口を杜じて対うること無し。備く衣鉢を以つて受戒す。(原漢文)範証 十三卷を將いて、詰して云わく。唯声聞律儀のみは自受を容さず。若し自(受)を容せば、是くの如き律儀は都べて軌 の中、 志忠、爨繭、賢璟(ら)、占察経を引きて自誓受戒を許す。(このことあるによつて)便ち論の決択分第五

とゝで賢璟らが旣得受戒の旧戒を至当と認める根拠としての「占察経」について、そこに説かれる自誓受戒の一点に注目 我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について

攝化衆生戒」の「三種戒聚」を総挙

攝善法戏、

に波羅提木叉なる出家の戒を獲た」ものとして、菩薩は「比丘比丘陀」と名 自誓受戒しても得戒すべきであり、 また菩薩の律儀なるこの「三聚戒聚」を自誓受戒することによつて、 けうることが説かれている。 則ち具さ

すれば、そとには「在家出家の菩薩」の「一切の禁戒」である「攝律儀戒、

は声聞の律儀、即ち「比丘比丘凡」の律儀を受ける場合にはゆるされないと説いた。 かるに鑑真ら新来伝戒の師達―特に思託が表面に出ている―は「瑜伽師地論」の決択分第五十三卷をもつて、 自誓受戒

菩薩の律儀戒の功徳を高唱し、あるいはその両者の善異に就いて、菩薩が他勝処法(波羅夷、即ち還俗罪)を犯してその淨 所謂る「別解脫律儀は此の菩薩の律儀戒に於いて百分の一にも及ばず、 千分の一にも及ばず、」およそ比較を絶するとまで きことを主張する。そこでは菩薩の受ける律儀戒が他の一切の受ける律儀戒を超過し、七衆のうちのある身分として受ける、 至心に菩薩の淨戒を受くべきととを誓うととによつて得戒すると説いているが、それと同時に菩薩という名は七衆の一絵称 かつた時には、「如来の髯像の前に」「偏えに右の肩を祖ぬぎ、 であり、 瑜伽論」の立場に従うと、自奮受という点に就いては、菩薩がこの淨律戒儀を授けるに相応した功徳具足の人に遇えな それには出家と在家とあり、その出家たる身分に於いて、特に比丘比丘尼の身分としては特定の受戒方式が存すべ 右膝を地に着け、或いは蹲跪して」、自からの名をのべ、

において、 ではなく)、」い 戒律儀を捨てるようなことに立ち至つた場合でも、 比丘という身分の特殊性を強調し、 わば比丘では別解脱戒が失われるが、 ほかの五衆たる身分は勿論、 「諸苾蒭が他勝処法を犯して、即便ち別解脫戒を採捨する(場合と同一 苦藤としての身分を決定するその淨戒律儀は失われないとされる半面詳れ 菩薩たる身分に於いて受ける淨戒が ĭĿ. むを得ざ

ととろで思託の言では、「瑜伽論」の苾蒭の律儀は自然受の義あることなし』とする「苾蒭」を「声聞」といゝかえてい

る時は自蓄受しえても、比丘の律儀だけは自然受、即ち自蓄受できないとするのである。言葉をかえていえば、菩薩戒は通

受であつても、比丘、比丘尼の身分は別受によつて定まるとする。

衆中の比丘戒は二百五十戒として声聞の具戒と同じものなのであるが、この場合の比丘はあくまで菩薩のそれであり、 として改めて考えられねばならないが、「瑜伽論」では菩薩の律儀戒が七衆別解脫律儀をふくんでいるのであつて、 ることが注目される。とゝにいう「苾蘅」即ち比丘は菩薩のなかの一身分としての比丘なのか、声聞の比丘であるかが問題 その七

の意をふくんでいない。

となつたと思われる。 あるから、 薩戒は通じて自然受で一切戒を尽く撬するが、後出家すれば己に要す他に従つて受ける。 て「若し出家の二衆ならば要ず他の所より受ける。 するから、 つてその意味の二百五十の比丘戒という点に焦点を求め、そして二百五十戒を受けるにはそれを受ける時の正当の方式が存 後世南都の戒律宗の学匠らの解釈では「苾蒭律儀」はたとえ菩薩であつても必ず二百五十戒である点は動かないとし、従 菩薩比丘たる身分としては従他受である外ないと考える。遁倫の解釈によつてみると、憬興の瑜伽論抄の言とし 他に従つて受けるのである、」とのべており、

#10 (それは)苾蒭に攝(せられたもの)であるが故である。………若し菩 とのような考えが後世戒律復興に力を尽した奈良の学匠らの依憑 今は二乘の戒を明かして S るので

『声聞』なのではなく、人はどこまでも菩薩たる位置をとるが、その受けられる律儀は「苾蘅」としては二百五十の別解脫 そして思託もこのような意味において「遊蒭律饞」を「声聞律餞」といいあらためたのであつて、その律儀を受ける人が

その意味においてそれが「声聞律儀」といいうるから自然受の義はゆるされないとしたのである。

律儀であり、

については次のような理由が考えられるだろう。 の立場の相違といわるべき点を主張しえないで、「瑜伽論」の所論に服さなければならなかつたのは何故であろうか。それ 許容するものであることを知る。これはとりもなおさず、立場の相違といわるべきものである。しかるに賢璟らの賭僧がそ 「瑜伽論」の立論と「占察経」のそれとを比較するとき、 一は比丘の自誓受を否定するに対して、 他はそれを

我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について

婆炒輪と共に―経はさておき―重視されていたことである。例えば天平二年、僧賢証の発願によつて、 **彦琮錄には僞経との疑いがあつたから、** 千四十八卷と合するからであつて、かつこの錄による一切経は天平年間幾度も書写された事実が知られている。従つて当時 て、とゝに「占察経」の価値を強調しえなかつたりらみがあつたかと思われる。第三には当時「瑜伽論」が大智度論や大毘 においては一応「占祭経」は開元錄に立つて眞経と認められていたことであろうと推測しうるが、旣に早く隋の法経錄及び であり、智昇も一応これに従つていたことが読まれる。我が国仏教典籍の伝来史の上で、開元錄による一切経が、サエニー 皇十三年─推古天皇元年に当る──二つの事件によつて眞僞が問題となり、 れていたということである。智昇の「開元釈教錄」によれば、この経は長房錄によつて沙門菩提登の訳とされたが、隋の開 に入唐して天平六年帰朝した玄昉によつてもたらされたと考えられていることは、その請来の五千余卷が開元錄に収める五 の後大唐の則天武后の天冊万歲元年―持続天皇九年―に刊定の一切経では眞正の経として編入すべきことが刺せられたもの して迎えられたものであつたということであろう。その二には、「占祭経」が旣に早くより大贐において僞経の疑いをもた その一は、鑑賞らの一行が旣に勅意にもとづいて渡海した伝戒の師達であり、まれたそれ故に天皇の御心を満た了人達と とれが常に内に蟠つていたであろうことをこゝに想像することが出来る ので あつ 刺によつて流行すべからずとされた。しかしそ 叉天平十七年万瑜菩 養老元年

拾するまでの決意を強要しうるであろうか。そこにはより致命的な理由が介在していたのではなかろうか。 しかしこれらの理由を想定してみても、 上の如き立場の相違に対して決定的な勝劣の判定を与え、賢璟らをして旧戒を棄 そ の致 命的な理

価値評価

四の高さが、

由が与えられるならば、思託の記錄の不備―事実記錄は余りにも簡單である―は補足せられうるであろう。そしてこのよう

鹺の発願によつて、瑜伽論百卷の書写がなされた事を、当時個人の写経が経をその主体としていたことと思い合わせること

によつて推測することが出来る。のみならず当時の瑜伽論研究は極めて盛んであつたのである。つまり「瑜伽論」に対する

「占祭経」のそれとは比較を絕していたと考えうることである。

な疑問に解答を与えうるものは凝然の「三国仏法伝通縁起」や「律宗綱要」の記述である。

抄」二十卷、元暁の「抄」五卷、眞空の「抄記」二十五卷、先にかゝげた遁倫の「記」にあげられていた憬興の「抄」三十 師地論釈」一卷、慈恩大師基の「瑜伽師地論略集」十六卷は勿論、 現在失われてみることをえない、 同じく基の「瑜伽論 腕まれたものは真空の「抄記」と憬興の「抄」とのようである。従つてこれらの事実とともに、賢璟のごとき法相宗に属し難! 六 た僧に対する瑜伽論の価値の高さを思い合わせるとき、賢璟ら自身が「瑜伽論」を立場としていたということの史料的価値 六名、更に竟法師の「瑜伽菩薩地疏」七卷、及び著者不明の「瑜伽論抄」三卷等、実に多彩である。このうちもつとも多く よつて与えられるが、それは今日明かにしえないとしても、兎に角当面の疑問を解く重要な鍵を与えていると思われる。 は認めうるように思われるのである。 けだし、当時「瑜伽論」が極めて広く研究されていたことは、その註釈書をみてもわかる。今日存在する最勝子の「瑜伽 それらには賢璟らが恩託と同様に「瑜伽論」を立場としていたと記されている。との記錄の価値はその依つて立つ史料に

 \equiv

凝然は次のように記している。

В 賢場の言(によれば)、鑑眞和上(渡来)巳前の(我が国の)諸僧は皆、瑜伽(論)に依つて三条淨戒の自誓作法を行 通受の比丘は具足戒を得るとの義を成立したものであつた。 たものである(という)。 つていたものであり、其れが他に従つて受ける(ときも)亦、(上と同様に)三聚を受けて七衆戒を成(立させ)てい 即ち是の過受從他の行相であつたのである。 (従つて)賢璟大徳が維摩堂に於いて思託律師と之れを論難した時も、 (原漢文) G三国仏法伝通縁起J名下) (そして行基菩薩が徳光法師に随つて具足戒を受けた如き 即ち此の義 に立つて

七

我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について

然しながら、後後の僧は諸宗を学習し、定戁に通達し、経論を研精した。(そして)占察(経)や地持 に菩薩通受の方軌であつた。智璟法師―賢璟の誤り。智璟と賢璟では全く別人―は維摩堂において陳べるに此の事を以 に依つて、或いは三聚に於いて従他受を致し、或いは好相を得て自誓受を行じたのである。(しかして)これらはとも (論) 等の教え

つてしたのであつて、 誠にその拠るところは炳焉たるものがある。 (原漢文) (「律宗綱要」卷下)

に問題 るか否かが問題の中心をなしたようである。 先に掲げた思託の言によれば、 の中心が拡大され、「瑜伽論」のなかで自誓受及び従他受によつて三聚通受をなし、それによつて七衆戒が成立しう 論争の主要点は自誓受の可否ということに懸つていたが、 この記述に従えば、それより更

べき」ことが要請せられ、「菩薩」「沙弥」としては沙弥相応の「所有の別戒」が受けらるべきであるとし、誰で 丘」は「声聞律藏と及び菩薩所習の摩徳勒伽藏—mātrkā 論藏、本母、行母と訳される—とを推求し受持読誦し観察修行す けるととによつて、比丘としての身分が確定するとした。そして更にこの「菩薩僧」たる身分確定にあたつて「菩薩」「比 る」ととによつて「出家の戒を得たものと名づけ、名づけて比丘比丘尼と爲す」とし、菩薩たる自覚に於いて三聚淨戒を受 及び清淨なる僧衆を得ることが不(可)能であつた」場合、 が、 ととによつて、 戒に対する声聞律藏との関係及びその位置を明確に指摘しているのである。 立場とした「占察経」によつて成立するかどうかを見るならば、 ついてみれば、 今この自誓受及び従他受を介した三聚通受によつで七衆戒が得られるか―特に具足戒が得られるか―否かを先に賢場らが 「菩薩僧」 に対して特定の声聞律藏を認めない。 「瓔珞経」では菩薩は菩薩藏たる三聚淨戒を受けることによつて、「梵網経」では十重四十八軽戒を受ける 菩薩たる身分が確定し、 そして両経ともその場合出家と在家の戒相に多少の相違が事実上認められている 従つて「占察経」ののべる範囲に於いてその立場をこれと比較すれ 「自誓」によることを許容し、 前に既に触れた如く、 しばらくこれを「梵網経」や「瓔珞本業経」に 「占察経」は、 「菩薩律儀たる三種戒聚を受け 「若し善好なる戒師 とゝに三聚淨

も亦得戒すべし」とする。とゝにいう「十根本重戒」とは他の箇所に従うと「菩薩の根本重戒」とあるから、 #| カ | 点を附足して、比丘という特定の有り方に応じようとした形になつている。しかし更に立ち入つて三豪淨戒の内容について ば、 内容については説明がなく、三聚淨戒の内容についても一々の説明を欠いている。 **戒でないことだけは明白であるが、それが「三重戒聚」、所謂る菩薩の三聚淨戒より切り離していわれている。しかもその** 良しとする範囲に止まつていたものに、「占察経」はさらに「声聞律藏」の方も「受持読誦観察修行」しなければならない 語るところ∼見れば、そこには「先亦十根本重戒を説き、次に当に三種の戒聚を総挙して自から誓つて受くべく、 「瓔珞経」が菩薩僧となる爲には三聚戒を受けただけで良しとし、「梵網経」が十重四十八軽戒を受けることをもつて 「声聞」の重 此れにて

を包藏していたことが知られるが、今これはしばらくおき、しからば「瑜伽論」は従他受によつて三聚通受をえて、そこに かるに「瑜伽論」は先にのべた如く苾蒭律儀の自誓受をゆるさないことを強調している。こゝに賢璟らの立場が明かな矛盾 がなく、且つ三聚淨戒の攝律饞戒の内容たる戒相やまたいうところの「声聞律饞」の具体的な戒相についても触れない。 七衆戒を成立させるという点についてどのように説明しているであろうか。 即ち「占察経」は唯自督受の立場に立つて三聚通受の七衆戒を成立させるが、従他受の場合については全く触れるととろ

有力の」「能く(菩薩戒) ある。)是れを菩薩の律儀戒と名づける」と說いている。 ^{誰:O} であつて、是くの如き七種が在蒙と出蒙との二分に依止していることは(それぞれ)応ずる(ところに照してみれば明かで 所 戒 の七衆の別解脫律儀を謂う、 • 搔善法戒• 饒益有情戒の三種があるととを示しているが、 の説くととろによると、 を授ける菩薩」の証を得て菩薩戒を従他正受することが説かれ、またある箇所では「菩薩の戒律 「菩薩の一切戒」について、 即ち是れは苾蒭戒、苾蒭尼戒、正学戒、勤策男戒、勤策女戒、近事男戒、近事女戒 また他の箇所では「十方三世の諸仏世尊」の前に於いて、「有智 これに在家分戒と出家分戒との二を立て、 このうちの律儀戒としては、 「律儀戒とは諸の菩薩の受ける との二分淨戒に律儀 (の七)

我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について

四分たどに求めれば―とを受けるというように、律儀戒の戒相が通別によつて二重になつていることが認められるようであ 法なる四重戒 四重戒を説いている。 僕に住するに其の四種の他勝処法がある」として、所謂る(一)自讃毀他、(二)慳財法不施、(三)忿恨不捨、(四)謗菩薩職の る。そしてこれを補足すれば通受に優位と価値をみとめ、比丘律儀(及び比丘尼律儀) とである。つまり近事男 (通受) これらを綜括して知りうることは、実際上三聚淨戒の中の律儀戒として受けられる内容には四他勝処 と菩薩の求める具体的な身分に対して授けられる別解脱律儀 (侵婆塞) の菩薩としては四重と五戒を受け、 菩薩比丘としては四重と二百五十戒 (別受)としての七衆戏があるというこ のみは必ず従他正受であり、 一別受の内容を

としての通受の戒は従他受或いは自誓受ということになるのである。

近し、 れば、 ば、 ある。とゝにおいて賢璟らが瑜伽論に主体を置いて自誓脉をゆるす占察経を助伴に求めようとしたことがいわれうるとすれ も明確にされるから、 つて明確な形にとゝのえられてくるのである。 **『占祭経』は旱天の慈雨ともいうべきものであつた。しかもそれと同時に「瑜伽論」の所説は「占祭経」のそれと極めて接** とのように見てくるとき、 けだし賢垠らにとつて意義あることであつたのである。十師をえなければ具足戒もえられず比丘を称しえないものとす 特に後者が菩薩戒として声聞律儀の受持読誦を説いた点は、 賢璟のみならず、 事実上受具の比丘となるためには十師による外はないのであるから、 「瑜伽論」そのものゝ所論は一つの整然たる統|を得ているのであつて、それが四分律の七業戒を俟 過去の我が国の僧尼のすべては遂に僧尼たりえないわけである。 律儀戒の戒相が明白になり、 しかし唯そこではあくまで比丘律儀の自誓受は認められていないし、 また三聚通受の養も確立し、加うるに従他正受と自誓受の有 「梵網」や「瓔珞」がそれを説かなかつたことと対比す 通受によつては七衆戒は成立しえない理 との意味において自誓受を説く 従他受 り方

n

より明確な意義を両者の結合に与えたと思われる。

しそれは他面体の良い析衷といわるべきものである。そこには結ぼうとして遂に結びえない根本的な障壁があつた筈

をはりつけたとしても、 である。 「瑜伽論」の認めない比丘律儀の自誓受という一点をととさら削りとつて、そこに「占祭経」の自誓受認容の行文 所詮それは極めて便宜的な寄木細工にすぎない。とゝに賢墤らの拭いえない致命的な欠陷があつた

かくして賢璟らは思託によつてその不統一なる結合を指摘せられ、遂に旧戒を捨てさるをえなかつたものと考えることが

出来る。

といわねばならない。

律は めて、 建について諸国国分寺において施行すべき細則が示された中に、みることが出来る。 られうるものとなるであろう。そしてこのように、補足することが事実の有りうべき姿を再現したとすれば、 そして事実天平期における受戒は「瑜伽論」によつて三聚通受の菩薩戒を受けたものであるととは、聖武天皇の国分寺創 さでとのようにみてくるとき、思託の記錄と凝然の解釈が共にその不備を補足して結合され、史実としての価値を賦与せ 「瑜伽論」によつて三聚通受の菩薩戒の受持を従他受をへて構成し、その出家の別解脫律儀の受持には四分を戒相に求 「占察経」を援用して自誓受を許容し、極めて便宜的受戒を行つていたものであることを認めうるのである。 鑑眞以前の戒

国毎に ……僧寺には必ず廿 (人の) 僧をおらしめ、其の名をば金光明四天王護国の寺と爲し、尼寺には一十 (人の) すべく、 (原漢文) をおき、 其の寺の名を法華滅罪の寺と爲す。 其の僧尼は毎月八日には必ず応に寂勝王経を転読し、 (また)両寺は相共に宜しく教戒を受くべく、若し闕有れば即ち補い満 月の半ばに至る毎に戒羯磨を誦すべく、

である。 を授ける行儀を記した「菩薩戒羯磨文」をさしているとみられる。それは誤つて「梵網経」に基づいていると解されたよう との中の、布藤 恐らくそれは凝然の著書に道擎渡来以前、道融によつて布薩に梵網経がとかれてれが我が国の布薩のはじめをなし、世二郎 我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について に於いてよまれる「戒羯뼭」とは玄奘訳の「瑜伽論」の本地分中の菩薩地に出る、大乘戒たる四他勝処法

三論宗に代つて智鳳、玄昉の帰朝により法相が盛んであつたことを思い合わせるならば、玄奘釈の「菩薩戒羯磨」を諸国国 たとある記錄によつたものであろうが、小乘律及び大乘律の中で一口に「戒羯磨」と称して直ちに聯想されるのは「菩薩戒 当時

仏を梵網所說の仏と誤解したことが因をなしたのでもあろう。しかし東大寺の本尊を梵網所説の仏と結びつけて解釈するよ

分寺の僧尼をして布薩の日用いさせたとみることは妥当である。又梵網経をこの「戒羯磨」に予想したのは東大寺の廬舎那

以上の如く「菩薩戒羯磨文」が諸国国分寺において月毎に読まれたとすれば、当時の戒律観は瑜伽によつて構成せられた

ということも極めて当然の有り方であつたのであるとみられる。

さて以上のごとく鑑眞渡来以前我が国に於いて行われていた戒律は「瑜伽論」を主体として四分律を依用したものであつ

л

憶うに鑑眞渡来以前に於いても、 とゝで憶いを新たにして、それでは梵網戒は果して依用されなかつたものかどうか、このことを考えてみようと思う。 「梵網経」は極めて高い位置を占めていた経典であつた。とはいつても、 勿論法華経

ても、 仁王経や金光明最勝王経や薬師経、 天平六年七月二十七日付の「鴨縣主黒人」、天平十四年十一月十五日付の 観音経等とは並びえなかつたけれども、 それでも、例えば当時の「優婆塞貢進解」を見 「秦大藏連喜達」のそれには、

宝元年)とか、五十卷、六十卷(同上凹年)とか、或いは百部(天平十九年)とかの大部数が書写されているほか、その注 の下に梵網経やその蹟が名を見せているし、叉梵網経が―一部二部等の書写の例を除いて―四十二部即ち二十一部 (天平勝

卷」、等の多くが書写せられ、 釈書にしても、義寂の「梵網経疏二卷」、太賢の「古迹記」、元曉の「梵網経疏二卷」、同じく「私記二卷」、勝莊の「梵網細三」、「「「「「「「「「「「「「」」」」」。「「「「」「「」」」」。「「「」「「」」 卷」とのみしるされたものの類に至つては実に二十指や三十指の良く尽しうるところではない。鑑眞渡来以後この経 経院二卷』、浜法師 「梵網経疏二卷」、「疏四卷」、―勝莊の異本と思われる―「疏五卷」、―撲陽智周の「梵網経疏」と想定される―「記二 (賓法師) の「梵網経疏」、五明法師の「梵網経疏二卷」、 及び撰者不明の「疏」、#==== 借り出され研究された跡が見出しうるのであつて、 そのほかとれらの名を明記しないで、 の注釈

べきことであろうし、この五十八戒が受戒の対象として何らの顧慮も払われなかつたものとは常識的にも考えられないとい そしてかくの如くであるならば、この経のとく梵網戒がつとに重視せられて、これが依用されるということも当然ありう

書の新たにもたらされたものは僅か一、二種を加えられたに過ぎないのをみても、この経がいかに重視せられていたかを了

われるかもしれない。梵網戒は果して依用せられなかつたであろうか。

これについて先ず次のことが考えられてよいのではなかろうか。

後、好心をもつて菩薩戒を受けんと欲する時、仏菩薩の形像の前に於いて自誓受戒すれば、当に七日を以つて仏前に懺悔し 好相を見るを得ば便ち戒を受得すべし。………」と自瞽受を說き、且つ「若し先に菩薩戒を受けたる法師の前に受戒する時が相を見るを得ば便ち戒を受得すべし。 離言元 ある―を自誓受を立証する敎証として用いても、その五十八戒中の第二十三好心敎授戒において、 を古文書によつてみても、 既に触れた如く、 一切経書写の場合をのぞいて僅かに天平九年、天平勝宝三年の数度が知られるに過ぎないからで 賢璟らの立場に於いて、 「占祭経」のような特殊の経典―というのは、これが書写せられた例 「若じ仏子、 仏滅 度

は、要ずしも好相を見るを須いず」として従他受をも認めている梵網経をとらなかつたという事が何を語つているこという

このことは我が国の戒律の主体が常に四分と瑜伽にあつたことを予想することによつて明白となる。即ち瑜伽

ととである。

我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について

 \equiv

と占察との接近に比して、梵網ははるかに瑜伽よりとおざかつているのである。

ありえないとしても、 勿論それはありえたとしてもごく特殊の限られた場合にすぎないであろうが、これを想定するとき憶い起されるのは道邃 - かし或いはこう云いうるかもしれない。たとえ四分律と瑜伽戒との結合において梵網戒が併せ受けられるというととは **梵網戒だけが單独で自奮受なり、従他受されるということはありうることではなかろうかと。**

の招請に応じて天平七年渡来したのが道路である。 聖武天皇の勅願によって伝戒の僧を招請する任を帶びて栄叡、普照の二人が渡唐したのは天平五年であるが、その結果そ

菩薩戒経」三卷なる梵網の注釈書のあつたことをしるしている。 ^{||} 恒 吉備眞備の篆を引いて、道璿が、聖人となる所以は持戒にありと語つてつねに梵網の文を誦していたととをのべ、更に「註 に律藏、 道塔の行業について凝然の「伝通縁起」によると、彼れは華嚴の章疏及び律宗の行事鈔等をもたらし、大安寺に住して、 行事砂等を講じたとあるが、 最澄の「内証仏法相承血脉譜」に天台円教菩薩戒の系譜の一人として道路を掲げ、

がなかつたという表現を考えると、何か梵網戒を授けたかの如く考えられるかもしれない。 最澄の「血脉譜」の文を裏において、との「釈譽」にいう、戒師となつて授受―授戒のあやまりであろうか--に倦むこと しかるに「元亨釈書」によれば、彼は朝廷より請われて戒師となり、「授受に倦むことが」なかつたと記している。 しかしこれは考えられそうで必

ずしもそうは云えないものである。

ることは、例えば聖武天皇の御受戒について考えられる。聖武天皇が菩薩戒弟子沙弥勝満を自称せられたことは、天平勝宝 ことを考え合せる時に、思い伴ばをすぐるものがあるからである。更にまた「釈謇」の文に虚構が含まれているように思え 何故ならば、 それは当時のシナ天台の学者においてさえも、 **梵網菩薩戒を重用しながら** 小乗の具足戒を丼持したという

ければ却つて軽垢罪―第三十九軽戒―とした僧房建立を禁じ、 を含んでいたことが注目される。 か経 は道璿をさして重用しなかつたのではないかということである。更に当時は梵網の研究が盛んであり、又かなり注目せられ た梵網戒に対して、天皇が素朴に熱望せられた四分律との距離を感ぜられたことが注意せられるのではなかろうか。即ち天皇 逍璨をさしおいて行基に受戒するということはいわれのないことであるとも考えられる。そこには恐らく道濬が唱導宣揚し 僧官職を与えられたその御信崇の程を考えることによつて満たされるが、 **戒が天平二十年正月、行基によつて授けられたということも諸種** 元年関五月の願文や聖武皇帝銅板 詔書、 大安寺及び薬師寺に下 された 「施入勅願文」等によつて明かであるが、との菩薩##888 るであろうか。勿論天皇が行基を戒師として菩薩戒を受けら した―第四十軽戒―自覚と誇髙との精神を認めうべくもなく(第十九条)、特に経が菩薩行としての焚身捨身―第十六軽戒 (第二条)、叉第三十三条軽戒に禁ずる碁琴を故らにゆるし 典であつたのであるが、 その戒相は少からず当時出突統制の法規として僧尼の有り方を規正した僧尼令と相反する思想 即ち「梵網経」との対比に於いてみるならば、 (第九条)、経が出家の人として国王に向つて礼拜をせざれと 教化を禁じ(第五条)、 たことの理由の一半は、 の記錄の伝えるところである。このことは何を意味してい 少くとも招請に応じて渡来した律藏道達の師 僧尼令は経が唱導しているような、 看病救済—第九軽戒— 行基に対してかつてない大僧正なる に制約を加え それ たる

く其の印を進めて大臣の所に置かしむべし、 選俗せしめん」との太政官の奏言を裁可し、又天平十六年九月に「今聞く、僧綱意に任せて印を用い制度に依らずと。宜し、非智は、 を作し、 尼令は当時その意義を実証していた。 を禁じ の、兒を取りて詐りて男女と作し、出家を得しむる者は、法に准じて罪に科し、所司知りて正さざれば与に同罪、 (第二十七条) 伝習して業を授け、 我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について たごとき、 ……勅禁に違犯するもの有らば、罪亦此くの如し」とあり、 天平六年十一月には、、、、、 国家の政治統制や慣習、 即ち天平元年夏四月の勅に、 白今 後は一に前例に依り、僧綱の政も亦官に申べて報を待て」と詔され、天 制度の上から当然相反すべきものであつたのである。 「若し山林に停住し、 詳つて仏法を道して、 自 しかして僧 「其れ僧尼 得度者は から敎化

なものにねざしている。従つて少くとも中央集権的国家統一に立つた当時の政治態勢を思うとき、実践を予想する梵網戒 ごときは、事実上令の意義が発輝されていた一面を物語つているのである。とゝに認められる令と梵網戒との乖離は本質的 太政官の処分にも寺家の土地を買うことを律令の禁ずるところとして禁制を加えんとして、同五月これを禁じたwas Ø

理念とは併立しえないのである。このような意味に於いて、道璿の梵網戒による授戒はたとえあつたとしてもごく限られた

範囲 「に止つていたに相違ないと思われるのである。

視せられて来た事実は注目に価する。即ち特に重要な行事に於いてこれがとり上げられたことである。次に掲げる二つの史 唯道璿は聖武天皇御退位後、 孝謙天皇の天平勝宝三年四月、律師に任ぜられているが、この年を前後して梵網経が特に重

○写経丼用紙注文文 書院

料はそれを物語つていると思われる。

正月說梵網経一部金字 十二月十五日說梵網経一部用世三文冊七 紫紙、

二月読法花経一部用百八十 無量義経一卷用廿叉用十八百六十

|無量壽経一卷用サニマナ八

梵網経 部

淨飯王経一卷用八用十 摩訶摩邪 (耶カ)

三副阿弥陀淨土一軀

経一卷用卅一廿八

六

○装漢受紙墨軸等帳正倉院

天平勝宝三年正月十一日納紫紙六十七帳 **梵網経二卷 観量壽経一卷料**

みてくると、梵網経が他の法華経や観無量壽経等と共に重視せらたことが認められると同時に、 月十一日に納入されていると見うるから、 金字梵網経が読まれたのは、正月十四日であつたと思われる。 先 ر0 「写経丼用紙注文」には年紀が欠けているが、それは正月に用いられる 一連の記錄としてとりあげうる。 続紀によると、 従つて天平勝宝二年と見られる。 との日天皇が東大寺に行幸されている。 「紫紙」の梵網経二卷が後の記錄において正 「東大寺要錄」卷第四、 又との紫紙の かく 諸

毎月十四日。 廿九日。 於一講堂一行」之。大乗布薩也。 毎月十五日。卅日。小乗布薩行」之。修始行 之豐 会章第五の正月の項に

以前、 定されるのである。この風が年を追つて行われていつたらしいことは、天平勝宝五年十二月三日附けの宜によつて とある記錄に基づいて、この日が梵網による大乘布薩の日だつたのであろうと考えられ、 Æ 月十四日に天皇が東大寺に行幸した例をみないから、 或いはこれが大乘布薩恒例の初めをなしたのではない 兼ねて続記をみても天平勝宝三年 かと推

法花経一部、 **梵網経二部(恐らく一部は正月用の紫紙金字か)、観無量寿経一卷、無量義経一卷、淨飯王経一卷、** 摩訶

との二つの史料の連関を思うのは、 の書写が命ぜられたことや、 勿論との大乘布薩の恒例化を直ちに道훸の律師任用と関連させて考えることは早計であろう。 (天平宝宇四年) 二月四日附けの安都雄足の牒によつて推測することが出来るとおもわth#3月 聖武天皇の治下、 比較的不遇であつた道路が孝謙天皇の即位後数年に しかしそれに して起 Ь 用 Ď されたこ ムわらず

とと、道璿がつとに梵網を誦し、その注釈書をもかいている程の梵網学者であることと、孝謙天皇の即位後、

我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について

七

特にこの

が

Ŧi.

る。しかしそれはあくまで形式の問題であることを忘れることは出来ない。 るのである。そしてこのような受戒は安易な便宜的解釈に立たざるをえなかつた所に前期的過渡的な性格を認めうるのであります。 丘戒を別受し、従他受によつて三聚通受の菩薩戒をえたのであり、戒相としては三聚に瑜伽戒、別受戒に四分律をとつたこ とがわかつた。そして梵網戒による受戒はその足跡をたどることは出来ず、その可能を推測しうるという程度に止まつてい 以上みて来たところによつて、鑑賞渡来以前、特に天平期を中心として展開された、当時の受戒方法は自蓄受によつて比

註一、二 唐大和上東征伝。

延暦僧録の普照伝。

四、一七、一九 占察善悪業報経巻上。

九 覚盛の菩薩戒通別二受鈔、良遍の同名の書等。八 瑜伽師地論巻第五十三。

一二 大屋徳城氏、「日本仏教史の研究」: 一一 開元釈教鑠巻第七。 一〇 瑜伽論記巻第十四上。

頁)。天平十二年、『写経司啓』(同上、二四ノ一二六頁)。三 天平十一年二月、『写経司啓』(大日本古文書二ノ一五七二 大屋徳城氏、『日本仏教史の研究』第三巻、一一二頁。

一五 例えば瑜伽論の写経が如何に盛んであつたかを知ろうと欲一四 大日本古文書二四ノ七頁。

一、十二を見るとよい。 するならば、大日本古文書の巻第二、三、八、九、 十、 十

年(同上三ノ五八四頁)。一頁)、同二十年(同上一〇ノ三七五頁以下)、天平勝宝四一頁)、同二十年(同上一〇ノ三七五頁以下)、天平勝宝四真空の論疏五巻は天平十九年(同上二ノ六七四頁、九人八四元曉の論抄五巻は天平勝宝三年(同上一二ノ九頁)。

同じく真空の抄記二十五巻は天平十八年(同上二ノ五一〇

92

四頁)、天平勝宝三年(同上三ノ五四五頁)。 頁、九ノ一四頁以下、三八九頁)、同十九年(同上二ノ六七

この外不明の抄三巻及び略集十巻は天平三年(同上一ノ四頁)、同二十年(同上一〇ノ三七五頁以下)。 憲法師の瑜伽菩薩地疏七巻は天平十九年(同上九ノ六四一懐異の論抄三十六巻は真空の二十五巻の抄記に同じ。

以上の記錄に見える。

梵網経巻下、菩薩獎路本業経巻下。

四五頁)。

二三類聚三代格卷第三。

|四 律宗綱要巻下、三国仏法伝通縁起巻下。

開元錄によると大乗律は四十三巻であるが、後天平勝宝三年には五十七巻に増加している。この内容を宝鑑三年と推定五部、五十六巻」(今一巻を欠いている)で、菩薩地持経十五部、五十六巻」(今一巻を欠いている)で、菩薩地持経十五部、五十六巻」(今一巻を欠いている)で、菩薩地持経十五部、五十六巻」(今一巻を欠いている)で、菩薩地持経十五部、五十六巻」(今一巻を欠いている)で、菩薩地持経十一五部、五十六巻」(今一巻を欠いている)で、菩薩地持経十五部、五十六巻」(今一巻を欠いている)で、菩薩地持経十五部、五十六巻」(今一巻を次いている)で、菩薩地持経十五部、五十六巻、「養婆塞戎経十巻、斉業節経一巻、大乗三联経一巻、菩薩戒経一巻、李隆厳経一巻、安殊師利浄律経一巻、菩薩五法懺悔文一巻、菩薩滅経一巻、大乗三昧経一巻、古文書二十十一〇百)

小乗律については大日本古文書二〇ノ五二三-五三一頁を見

めぐる諸問題。 ベー家永三鄭氏『上代仏教思想史』所収、東大寺大仏の仏身を『

二七 大日本古文書一ノ五八四頁。

二八 大日本古文書二ノ三一五頁。

一ノ二五頁。一二ノ三二六頁。二九、大日本古文書九ノ五二八、六〇三頁。一〇ノ四七六頁。一

○ノニ、五一八、五三六頁)。同四年(同上二四ノ四○○頁)。天平勝宝三年(同上三四ノ四○○頁)。天平勝宝三年(同上三ノ五四五○)、天平九年(大日本古文書九ノ三八三、三八九頁)。同十八○○天平九年(大日本古文書九ノ三八三、三八九頁)。同十八

大頁)。 年(同上一二ノ五〇、一八三頁)。同五年(同上一二ノ五三三一 天平二十年(大日本古文書二四ノ五一六頁)。天平勝宝三三一 天平二十年(大日本古文書二四ノ五一六頁)。天平勝宝三

上一二ノ五三六頁)。
「四年(同上九ノ六〇七頁。一二ノ二一九頁)。同五年(同三二 天平勝宝三年(大日本古文書一二ノ一三、一九、五〇頁)。

「同上一二ノ五〇頁。同五年(同上一二ノ五三六頁)。(同上一二ノ五〇頁。同五年(同上一二ノ五三六頁)。 天平勝宝三年二三 天平三年(大日本古文書三ノ五三二頁)。 天平勝宝三年

三五、三七(天平勝宝四年(大日本古文書一二ノ二一九頁)。三四(天平勝宝三年、同五年は三三に同じ。)

三八 天平勝宝元年(大日本古文書一〇ノ一、九八頁)。三六 天平勝宝三年(大日本古文書一二ノ五三頁)。

一九

我が国に於ける鑑真渡来以前の戒律について

三九 焚網経巻下。

三国仏法伝通緣起卷下。

最澄の顕武論巻中の開示列出家在家二類菩薩意朗拠三十六、二一 道曙の註菩薩戒経三巻は今日失われてないが、その一部は

四二 元亨釈書巻第十六。 光定の伝述一心戒文巻下に引用せられている。

四三流,日本紀巻第十七。四二元章和書巻第十六。

頁。同上二四二一二四三頁。四四 大日本古文書三ノ二四三一二四五頁。同上二四〇一二四一四四

积曹卷第二十二等。 积曹卷第二十二等。

ちそれには勝満を称したかの如く記しているが、これは誤謬である。即勝満を称したかの如く記しているが、これは誤謬である。即たゞし延曆僧錄によると、既に天平十三年には天皇が沙彌

満稽。首十方三世路仏法僧。発願。云云、以"天平十三年歲次辛已春二月十四日,菩薩戒弟子沙彌勝満

とあるが、とれは所謂る銅板詔書に

十三年 ……十四日。朕発願你。云云、苦隆戒弟子皇帝沙彌勝満稽首。十方三世諸仏法僧。去天平

後文によれば沙彌勝満を称したとの時は天平勝宝五年である平十三年に沙獺を称していた如くするのはあやまりである。天平十三年以後の文は前文と切りはなすべきものであり、天とあるものの倒置であつて、古京遺文によつて明かな如く去

四六

続日本紀巻第十。

四九、五〇 続日本紀卷第十六。四八 続日本紀卷第十五。四八 続日本紀卷第十五。

五二 大日本古文書ニ五ノ二〇頁。

五五 大日本古文書二五ノ二六五頁。

る。(大日本古文書二ノ七一三頁)ものか、 極めて興味深いものがあるが、 事は全く不明であ一、成法一卷」が請われたととが認められ、との戒法が何による五六 天平十九年十一月七日附けの伊吉寺三綱蝶に「受菩薩三聚

神秘主義こ終末思想

新約聖書神學の一焦點-

序

小 林 信

雄

H 体験の根源は、歴史上のナザレのイエスではなくて、実は天上にある靈的キリスト、即ちユダヤの宗教思想の帰結であるメ 1904)に於て、「イエスかパウロか」の劃期的な問題を学界に投じた。即ち基督教会の事実上建設者と目されるパウロの宗教 普との関係、即ち「二重福音」 Doppeltes Evangelium を論じて、第一の福音が「真理」で第二のものは其に至る「道」 とするものと、イエスを対格とするもの、即ちイエスが伝えたものと、イエスに関する(主としてパウロが宜べ伝えた)福 書に加えられて以来、 シアの概念が変形したキリストではないかと主張した。(ibid. S. 86 etc.)このウレーデの投じたイエスとパウロとの関係 であると説いた。(Aus Wiss ensc haft und Leben, H. S. 213—224) ついでウレーデはその著「パウロ」)Wrede: Paulus, つてイエスとパウロの関係を論ずるものであろう。 ハルナツク 十九世紀後半、 その後歴史学の問題としては両者の極端な剰離乃至対立が否定されて一応の解決を得たのであり、 バウル Fr. Chr. Baur に始まるテユービンゲン Tübingen 学派に依て近代歴史学の批判的方法が新約聖 新約聖書神学には様々の新らしい問題が提出されたが、その中心は何といつてもキリストの人格を廻 Adolf von Harnack は、基督教の「福音」がイエスを主格 今日に於ては論ぜ

秘主義と終末思

想

明し、 基督教福音の根本的構造を示すとこへの組織的な問題ではないか。最近田辺元博士は「基督教の弁証」でこの問題を究 福音の対象的論理的構造の辨証よりその現代的意義の辯証をなして我国思想界に大きな問題を投じられた。 然しイエスの教説とパウロの神学の間に見られる福音の性格の相異関係は、 單に歴史的な両者の関係に止まら

畿」の両概念を取り上げその内容を吟味しつゝ新約神学の問題性の焦点を探求したのが本論文の意図である。そして斯る意 図を古典的文献の研究の形に盛つた訳である。 **試**るみの衰れである。即ちイェスとパウロの両者が説いた福晉の根本性格として、歴史学者が挙げた「終末観」と「神秘主 筆者は基督教福音のもつ斯る二軍の構造を新約歴史学の問題性に即しながら探求したいと念願しているが、本論文は斯る

くなつたととをお断りしなければならない。 本論文は、元来筆者の未発表論文「イエスとパウロ」の後編として쵌筆されたものである関係上、思想文章の脈絡に意を尽さぬ個処が多

ヴィッアー Albert Schweitzer

る「使徒パウロの神秘主義」 と神学の狭間 とえられ忘れ去らるべきものでなく、特定の神学的立場より歴史を解釈構成することが必要となつてくる。このような歴史 イエスとパウロの関係は單なる歴史的関心から必然的に神学的関心を要請する類いのものであつた。而も單に歴史は乗り の問題の範例として、 Die Mystik des Apostles Paulus,1930 を考察してみよう。 我々はあの有名な現代の聖者Albert S. hweitzer の問題的な新約研究の精華と思はれ

彼の新約研究の代表作の第一のものは有名な「イエス伝研究史」 Geschi hte der Leben 更に次に積極的に自らの「徹底的終末観」 Konsequente Eschatologie の主張よりして新らしいイエス像の 建設 を との書に依つて彼は、従来の自由主義神学を以てする歴史的イエス像建設の努力が失敗せざる可からざる所以を跡づ Jesu Forschungen, で

de であるが、このことは今日殆ど定説化されているように思う。 シュヴィツァーはこの解釈を更に発展し「徹底」して、 上的努力の目標とされていた。然しこのような神の国の内在的理解は事実に反する。 可歴史的実証を欠いた独断仮設であるとの非難がたしかに当てはまるであろう。 積極的な主張は、 十七章一一十三節)を、「カイザリヤ・ピリピ行」(十六章十三節一二十八節) は神の国を来らす爲のメシャの受難、 ばイエスの公生涯に於ては十二弟子を派遣する語 (マタイ伝十章、十一章) を再傷の接近の準備であるとして、之を当時 を貫く中心テーマであること、而してイエス伝研究の最後のキーであるイエスのメシャ意識の秘密も之に依て解釋されると メシャが全能を以て地上に来り、 受けた全く終末観的性格のものにほかならないことを明らかにしたのがT. Weiss であり、また之を受けついだ **垣間見たメシヤの秘密に依て「汝はキリストなり」(十六章十六節)** エス伝資料の基礎として公認されていたマルコ伝以外にも重要視し、 であつたのに対して、 とを主張するのである。そして Wrede に於ては Boussett と等しく尙イエス自身のメシャ意識の有無の問題に就て消極的 意識を終末的なものとして主張し説明した。即ちイエスは終の日にメシャとして再熄すべき意識を以て生きていた。 (倫理的命令)とを支配していたこと、終末観的歴史観は單にイエスの教説のみならず彼の全人格更に全原始基督教 の教説の中心をなす「神の国」は十九世紀の合理主義的進化思想や社会科学の進步に影響されて 一面イエス及び福音書の宗教に終末観が根本に存在したことを学界の定説としたという功績と同時に、他 シュヴィツァーに於ては 「終末観」 最後の審判を与えて歴史を結着すべき神の国の近接の意識は、 贖罪死の必然を覚悟する。次に著者はマタイ伝の順序を逆転して「変貌」 ヘマタイ伝 を積極的にイエス自身に還元し、 の告白をなし得たのだと主張する。 その後期待した再塩がなく弟子が帰つて以来イエ の前にもたらし、 神の国は後期ユダヤの默示錄の影響を かくして始めてペテロは山上で 従つてイエス自身の イエスの全行動 とのような大膽且 Ritschl W. Wre-(奇蹟) 以来地 メシヤ 例 九

秘主

と

末思想

ット ス かれ 乃至神学的 あり、 ち「終末観」はシュヴィツアー 成」に依て始めて可能であることが彼に於て暗示されている。そしてこのような方法は、 リウスのような様式史学者に依てイエス伝に対する單なる歴史的方法が限界に達したという実証的結論を、 は、イエ 学的主張を含んでい ひらめいた眞理であるといはれる。 Ø いう支点より構成したパウロのキリスト論と軌を一にするものがありはしないか。即ち著者の「徹底的終末観」は單に Weiss うとしているように思はれ 眼に依て看破し、 ١ マンのような歴史家のいうように福音書記者の信仰に止まるかの判断に立ち入り得ない。 祖述ではなく、 K 1 於て客觀的な歴史は主体的信仰的立場よりの構成である。新約 の如くイエ 々はこの「終未觀」がシュヴィツァーのいうよらに歴史的イエス自身の意識にまで還元し得るか、 かくして始めてイエスの全生涯及び後にパウロや原始基督教の全歴史を描写する視点とされるに とのシュヴィツアーの鋭い筆には旣に單なる技術的歴史家をこえた趣きがある。 ス自身の意図が福音書記者のと等しく終末觀的であると断言し得る。只我々にとつて問題になるのは、シュヴィツア 故に 立場 シ がこ ス伝を批判することから、 ュ それに代うるに自己の独特の立場である「徹底的終末観」に依てイエス伝を構成している。 ヮ゙゚ 著者の伝記にも記されているように(「我が生活と思想より」邦訳頁十九―二十三) る の歴史を構成するのであり、 1 ÿ そしてこのことは彼のパウロ研究に於てより明らかとなる。 ŕ , I る の終末觀は歴史的判断でありながらその底には 即ちキリ にとつて單なる害齋の観相 とのエ スト像は第三者の観察描写批判に依てではなく、 ダイスマンの如く之を間接に観察することを更に進めて、 ピソードはその裏に看過し得ない重要な意味を含んでいるように思 殊にイエスやパウロの信仰内容は彼らと論者との信仰的共鳴の上にのみ描 から生れた観念の仇花ではなく、 の研究はいかに客觀的な歴史研究であれ、 (彼自身意識しないかもしれないが) との点 新約史学の最先端と目され 歴史的イエス像を十字架と復活と 信仰的靈感を受けた主体 然し歴史的 著者自身の一つの信仰 が 我 々の 或い 関 積極的に之を構成しよ 軍隊に於て駐屯中 心 には兎も角神学的 至つたのであ はプセ を惹くのである。 旣に早く彼は網 論者 即ち彼 は ツト、 一つの の信仰 的 n Ø ર્ક 体験 はブセ 「構 神 的 ح 即 K で 'n

イエ えばこの関係とそが歴史的な関心から我々が問題とする福音の二重性の契機の神学的関心えと我々を導くと思う。 主義」と名づけていることは、 に従えばこの終末觀とパウロに於る神秘主義との関係である。著者がそのパウロ研究を完成した著書に「使徒パウロの神秘・ ス かパウロ **D**; 或いはイエスよりパウロえの形で提出された新約福音の二重的性格はこゝに於て內容的に終末觀と神秘 当然著者の根本的立場である徹底的終末觀との関連に於て問はるべきであり、 「之こそ新約聖書神学の決定的問題に属する。」 結論 即ち先に を先に言

の問題に帰された訳であり、

可欠であると考える。 觀を特色とし、有限の世界の中にありつゝ而も無限の世界との緊張・交渉を経験するものである限り、宗敎に神秘主義は不 **つたことは旣に見た所であるが、シュヴィツアーに於てもこの点に変りはない。即ち宗教が天と地、永遠と時間の二元的** ウロの信仰内容を一つの神秘主義と規定することは歴史学者殊に宗教史学者ブセツト、ダイスマン等の共通 (Die Mystik des Apostles Paulus, S.1—3) の結論であ 世界

ahme am Leibe Christi)其に依でメシャ及び神の国の到来という救済の事実が、旧約聖書に於るようなほのかな期待、憬 十字架の死と復活は神の れの対象即ち未来に関はる終末的事件ではなくして、パウロにとつては旣に完成された旣往の事実となつている。 は具体的にはサクラメントを通して基督の死と甦りに信仰者が与かり、 |**対して著者は之を後期ユダヤの終末思想の展開であると主張する。(ibid S.134-135. 139-140) 即ちパウロ** 異性を発揮し、従来の宗教史学派が期せずしてこの神秘主義を当時のギリシャ・ローマ世界の密儀宗教の雰囲気に求めたの に関する普遍的な見解が存在する。かくして次に彼はパウロの宗教信仰の中心である神秘主義の内容規定に入り、其をキリス トと信仰者との一致交渉とすることに於てダイマンやブセツトを承継する。そして神秘主義の由来を尋ねて始めて著者の特 只との際神秘主義の性格の相異 経綸である教済が旣に完成された「客觀的事態」objektives Geschehnis となつていること (Primitiv und vollendete Denkmystik) 基督の身体に与かることを意味する。(S.140 Teiln-に各宗教の相異を見る。 と」には神秘主義 の神秘 主義 イエス の思想 K

神 秘

主 義

ع

終

末 思

想

遇 遍したものであり、 イツアーに対する批判はその歴史的実証性を印象づけはするが、キリスト教福音に対する方法論としての救済史的関連を看 かく救済史的視点より見る時、シュヴィツアーはパウロの神秘主義が当然後期ユダヤのの終末観の発展であることを結論し 3tf)を示すと同時に、パウロの信仰は主体が斯る客觀的事件に列なつているという神秘的事態を示している。即ちユダヤに於 は圣然独特な信仰的取扱いを要求する特異な人格であるという点に於て所謂ヘレニズムの神秘主義と根本的に異ることを看 得たのであり、 では(或いはイエスに於ても)救済は未来のことであるのに対し、パウロにとつては過去の動かす可からさる事実である。 したものである。 とゝに彼の方法論的正しさを示している。パウロの神秘主義の故郷をヘレニズムに見る宗教史学派のシュ キリスト教福音に於て主体と基督との生の共同所謂神秘主義は人格的なものであり、且対象である基督 換貫すればキリストえの信仰的認識の欠如を暴露しているものと評される。 ヷ

対する「信仰的な」正しい感覚を有している点で正しい方法論であると思う。 ウロの神秘主義をユダヤの終末觀に淵源せしめたのは、單なる歴史学的技術の問題としてごなく、パウロ乃至基督教福音に 信仰を捨象した宗教史的神秘主義は結局基督信仰を中心とするパウロの思想を解明し得ない。 この点シュヴィツア ì がパ

に対象的 到来は將来の事実であり、その際イエスは自己をメシャと意識したにしろ、其は来るべきメシャ、 5 就されたものであり、とゝに信仰者と基督との一致即ち神秘主義が生じ得る。かくしてイエスとパウロとの二重性の契機は單 べき終末的メシャと自己を考えていた。(S.110-111)然るにパウロに於てはこの救済はイエスの十字架と復活に依て旣に成 う関係におかれたのである。勿論シュヴィツアーはとの両者の関係を二者択一の関係に置いたのでなく、歴史的発展に順序 著者によればユダヤの終末觀はイエスの自意識に於ては尙中心的であつた。 なメシャの概念規定の問題でなく、 即ち現在の自然的人間性を前提とし、世の終りに始めて雲に乗つて(即ち超自然の人格として)再塩し審判を行う 信仰的人間にとつての救済事実の在り方の問題として というのはイエスに於ても救済即ち神の国の 任命されたメシヤ 「終末觀と神秘主義」と

力を生活信条としている。即ち終末的に生きている。斯る終末觀がパウロの信仰に強く存していることは、彼の書簡を検討 的な構造を示すものとして、むしろ歴史よりも組織的な問題であるように思う。具体的に考えればパウロの所謂神秘主義と称 て逆に自己がメシャ性を全く表はすのは終の日のととであるにしろ、 してみれば明らかである。著者もこの点は認めているが然し彼の所謂神秘主義は、その本性上パウロの終末觀を解消せしむ せられる信仰のあり方に於ても救済は單に基督の十字架、其と人間との交渉一致に依て完成したものではなく るようた図式的な歴史展開の問題というよりも、 き方向にあるのではない また反対に歴史的イエスに於てもその所謂終末觀は歴史の過去に何らの根拠を持たない單なる空想的期待では | 々が注目したく思うのは、先にも見たようにこの終末觀と神秘主義はイエスとパウロの両人に各々分ち帰し得られ 肉身にある人間は尙凡ての全くなる日、 か 或は両者は矛盾するのではないか。この関係により綿密な考察が加えられねばならない。 両者に共通する一つの事態即ち救済に関はる信仰的実存のあり方の辨証法 身体の甦る終りの日の待望に生き、その準備としての倫理的努 イエスのメシャ意識とは被覆に於て、 即ち彼と神と ヘピリピ書三 な 却

義 彼にとつて自己に課せられた神の意志たる救済は、 のひそやかな壁的交流に於ては既に神の選びを確信し、 即 の性格を旣にある意味で保有しているといわねばならぬ。 ちイエスの稲 音も單に所謂終末觀ではつきないので、 終末の事件でありながら旣に確証されたものといはねばならな その意味で確実さを既に獲得している所の終末觀にほかならない。 救済の確実性、 歴史的旣存性に於てシュヴイツアーの所謂神秘主

七始めてイエス る信仰的人間 こゝに於て終末觀ど神秘主義という脳音の二重性は單なる歴史 の根本的な救済の構造であるといはねばならぬ。問題をかくる方向で把握するのが我々の方法であり、 パウロ かという歴史学的アポリヤは開けると思う。そしてこのような方法はパウロ書簡に於ても共観福音 発展の図式ではなくして、 イエスにもパウロに も存在す かくし

Ł

神秘

主

義

と終

末思

想

書に於てもまたヨハネ文書に就ても実証されると思うのであるが、この仕事は別の機会に譲りたい。

関係の具体的な展開場所として「倫理」をとり上げ、その爲に多くの頁をさいているのを示唆深く思う。 を、 あり方の問題として探求したいと思う。 というテーマ 我々はこの「使徒パウロの神秘主義」に於て考察してみたい。 聖書の福音の二重性をイエスとパウロに即して尋ねてきた我々は、シユザイツアーに依て示された終末觀と神秘主義 に於て、 歴史の問題から組織的な問題に入つたように思う。 而してシュヴィツアーがパウロ 著者がパウロという信仰者に於て神秘主義と終末觀 の神秘主義を終末觀との関連に於ていかに見 我々は斯るテーマを福音を受容する信仰的人間 か 0)

世(S.288) 対抗弁証 依て強調されたのは、 う命題がより即事的 義認はパウロ 解放されたということは、 規定は先づ 自然的な εν χρίστω パ ゥ する爲に律法と信仰とを対比せしめたのであると著者は言う。 ウレーデやダイスマンの如き歴史学者に存在することは先にのべた通りである。この際「キリストにある。」とい に於てキリストの救済に与かつた人間は「新らしく作られた者」へコリント後書五章十七節)であり、この新人の性格 unnatürlich ロマ書・ガラテヤ書等彼の主張を貫く主題は律法の廃棄と信仰義認の提唱とにつくすことが出来る 一律法 の中心的敎義でなくむしろ律法からの解放を通して信仰者が超自然的な世界に住む、即ち「キリ Sein からの解放」(Kap. IX) Ħ sachlich であるのに「信仰によつて義とされる」という命題がパウ 当時のユダヤ宗教に於る「律法に依て義とされる」 Christ ものえでなくとも)住むことであり、 取も直さず人間が「自然な」 naturhaft という根源的体験 に示される。人がキリストの十字架と復活に与かることに依て律法 Fundamentalerlebnis かゝる事態が勝れて神秘主義 Mystik と称されたのである。 世界より「超自然的な Gerechtigkeit aus dem Gesetz とそがパウロの宗教の中心であるとする考は ロに於て公式化され宗教改革者に über-irdisch 世界え(より非 スト という命題 の束縛から ح ある」 の信仰

「キリストにある」という体験即ち神秘主義

Mystik

ば然しながら、

ヘレニズムに於る如く單に個人的且主觀なもので

リストであり、 に於ては人間と一致交渉すべき対象は漠たる非人格ではなく、 なく、客觀的 objektiv 且自然的 其の意味で其は自然的 勿論神秘主義である限り基督教の其も異教の其と等しく個人的主觀的な面があるが、基督教神秘主義 naturhaft なものであることを主張し、キリスト教神秘主義の特異性を說いている。 (=歴史的) 且客觀的である。然し我々の見解に従えば、 歴史的生涯を送り且我らの贖の爲 このような事態には旣 に死して甦つたイエ ス・キ に神

秘主義の限界をこえた趣が存するのではないか。

倫理の承継である。 ゥ であるのに対して、パウロの倫理は彼のキリスト神秘主義の結果として生ずるものである。即ちイエスの倫理はその宗教の くいう所には老子を愛読しアフリカの熱帯地で生えの畏敬を說いた著者に相応しい。ご結局はユダヤ思想からイエ る聖化の倫理をもこしから説明する。 ŀ の神秘主義が措定された後、 根本にある終末觀より、 故に生する苦難に処する力が産れるのである。(S.291)信仰義認をその神秘主義で説明した著者は、神学でいう義認 かくて著者によれば、パウロの信仰の中心に於る最も即事的な姿として「主にある」(Év xpioro 死と甦りに与かることは取も直さずその十字架の苦しみに与かることであり、 倫理 (S. 299-300)但しイエスの倫理は專ら来るべき神の国えの準備としての「中間倫理」 パウロのは神秘主義より規定されているといえる。 斯る信仰の現実えの投影が倫理 Ethik であると考えられている。(S. 286-287) そしてキリス パウロの倫理は後期ストアの禁欲主義や中国の自然主義倫理との類似点 (S.3)1)かゝる現実に於て世と信仰者との剩離の しかもそのすぐ後の個処で著者もパ Sein in Christö もあ スに から生ず 通ずる が かか

パ つているのを見ることが ヘウロ 1教倫理 の其に於ても終末の賞削が現実の人間の生活に対して絶えざる警告となり激励の鞭となり、 はいう迄もなく終末的報償と大きな関係を持つ。イエスの倫理が專ら終末えの準備であることは勿論であるが、 が出来る。 或いは実踐の原動力とな

二九

神

秘

義と終

末思

想

Askese

秘主義より必み出た結果としての倫理、他方「凡ゆる来るべき世に妥当すべき基督教倫理」 die für alle kommende Zeiten (S.322-323) パウロの倫理は即ち神秘主義と終末觀の両方に限定された二重の性格を持つ。一方「キリストにある」という神 なく、却て内なる自由 著者もこのパウロの倫理の終末面を見ており、この終末に限定される故に信仰者の倫理は禁欲主義 innere Freiheitを得るという。終末を持つ故にパウロはその人間性 Menschentum を深めている。

ge tende 〜hristliche Ethik(S.323) である。とゝに於て我々は著者の叙述が我々の主張と焦点を合せてきたことを感する。 主義と緊張に依て維持されている。然るにその後のキリスト教歴史はこの統一を破つた。続く数世紀のヘレニズム化の時代 には神秘主義のみが表面化した。「神の国をもたらした人としてのイエス・キリスト」 Jesus 通ずる救済えの信仰と神の国えの 後期ユグヤ以来の伝統である神の国 Reich Gett's とつながりを持つことを特に強調する。「パウロに於てはキリストを かくてその結論の部分に於て著者はパウロの倫理が單に個人的なものでなく、共同体的なもの、具体的にはイエスが說き (終末的)信仰とが生々した統一をなしている。」換言すれば信仰的実存が終末論と 神 秘 Chr. stus a's Bringer des

の国に対する終末的信仰はカトリクの中世に於ても見られず、地上的歴史的な「神の都」 Reiches Gottes は忘れ去られ、「單に救済者としてのイエス・キリスト」 J.C. als allein Erlöser のみが考えられた。 近代宗教改革者に於ても終末的信仰は十分回復されなかつた。改革者がパウロの「只信仰のみにより」 civitas Dei が之に代るのであ sola

fide の眞理を回復したのは偉大であるが、パウロの「神の国の信仰」を回復したならばより偉大であつただろう (S 374)。

この点はプロテスタントスコラ主義者に於ても変らない。ところが最近になつて十九世紀後半以来或種の人々 Ritschl. Tr-

は、 義が特徴とする主体性の一面を欠いた爲に「完全な基督敎」 vollendete Christentum 近代の其の如く人間的な結果とか宣伝を目指して行はれるのではない。(S.378) の社会主義基督教徒)は「神の国」の福音を強調したが、其は「キリストを通ずる救済の個人的体験」即ち神秘主 ではない。パウロの神の国の信仰

うなヘレニ 幸である。 かくて基督教史に於ては救済信仰と神の国信仰の統一が保たれず、 パウロはとの二つの面、 ズム的な神秘主義という、歴史的乃至地理的相異に於る二つのモメント 即ちユダヤ以来の終末的な神の国の信仰と、 特に後の終末的信仰が正しく把握されなかつた故に不 3 の偉大な綜合家であつたが、 ハネからイグナチウス に典型化されるよ

之は我

×

の將来の教会的実践に対して重大な示唆を与えてくれる。

B の秩序 実はイエスとパウロとの矛盾背反を呼び起すのでなく、 に開始されてい 即ちパウロ この意味で終末的 このような救済に関はる信仰的人間の弁証法的構造こそ福音の最も根源的な姿にほかならず、 Ъ× くてパウロ が、 キリ の描く信仰的実存は来るべき神の国(そこに於ては基督の再塩と共に身体の甦りと全き審判の成就さるべ ノスト る に見られる信仰的実存は、 個 の十字架と復活に依で旣に信仰者にとつては客観的に先取開始されている。未だ来らないもの 信仰と神秘主義的信仰との統一を保持していたことは先に注意した通りである。 一人的には救はれながら全き世界秩序の変化を俟つてい 典型的な見事さで終末観と神秘主義との統一を示すのであるが、 パウロ の姿はイエスの其の継承発展にほかならない。 、 る。 とのような弁証 この点に於てイエ 法的事態が考 ŝ. 斯 1 る信仰内容は えられ ×. スとパウ が他方既 ス 0) È 福 香

る。 うな結論を著者自身は十分意識してその問題の中心としたのではない。 教福音の二重性が 々はや」冗長に著者 信仰 的 人間 の叙述を我々の問題性 に対する救済秩序 の問題として不断の緊張を示すことに注目したのである。 に従つてたどつてきた。そしてイエ この点にまた我々と著者との距離を感ずるものであ スとパウロの対立を以て始められた基督 然しながらこのよ

ш

は異る筈はない

我 に弁証法的構造を有することを理解した。とのような我々の方法のより嚴密な規定は別の機会に讓るが、 は 自 身の神学的立場と方法を求むべく新約聖書の福音を探求し、 その福音がイエスとパウロとの関係を契機として本 ともあれ著者

柑

秘

主

義

ૃ

終

末

思想

れた神秘主義と終末思想という問題に於て、我々の志す福音の構造の研究を更に進めてみたく思う。 の歴史的研究から組織的な問題えの通路を見出すことが出来る。我々はこのような意図を以てシュザイツアーに依て設けら

との書の叙述に関しては鈴木俊郎『アルベト・シュヴィッエル』(新教出版社)所載の波木居齋二、山谷省吾両氏の文章に負う所

る。」 S.431 (前掲書九九—一〇〇頁より引用) したととがない。其は合理主義に依て描かれ、自由主義に依て生気を与えられ、更に近代神学に依て歴史的上衣を着せられた姿であ 「メシャとして表れ、神の国の倫理を説き天の王国を地上に建設し、彼の事業の為に献身して死んだナザレのイエスはかつて存在

Die Predigt vom Reich Gottes, 1892. 1800

El Die Messiasgeheimnis in die Evangelien, 1901

五 tums, S. XII (Vorwort)) イエスのメシヤ意識は「任命されたメシヤ」 Messias designatus という形をとつた。

(Harnack: Das Wesen des Christen-

六 Jülicher, Wernle, Feine etc.

秘主義の例として(S.3-4) ガラテヤ書二章+カ・ニ!+三章ニ六・ニ!凡四章六五章! m・!玉六章+mコリント後書五章+ヒロマ書六章+・+! との点「宗教ある所に神秘主義あり」(ウインデルバンド)「宗教は健全な神秘主義」(ヒルテイ)等と見解を同じらする。尙神 Schneider: Eschatologie und Mystik im N.T. [Z.f. Th. K. 1932 S.111-128]

七章四八章一・ニ・九ー十一十二章四・五ピリピ書三章ハーナーを挙げている。

九 もSein in Christoなる根源的体験 Fundamentalerlebnis の「傍らの噴火口」Nebenkrater であると主張していることは(S. 18) な subjektivなものになる危険がある(S.123ff)と著者はいちが、他方神秘主義の事実だけは主張し、例えば「信仰によりての義」 有名である。私は「神秘主義」という概念自身にキリストの客観性を抹殺するような個人的、主観的な危険を感ずるものである。 ダイスマン流の &y Xpiola(Sein.in Christo)に於ては、パウロに於る神秘主義が objektives Geschehnis であるのにindividuell

教史学者ブセツトが基督教神秘主義をも含めてヘレニズムの神秘主義を「神観相による神化」 Vergottung durch Gottes-schau (W 昇的)、unio(合一)に対して、reagierende(受動的)katabatische(下降的)communio(交り)と性格づけている。然し同じ宗 ない点では変りないと思はれる。即ちダイスマンはパウロの神秘主義をヘレニズムの其の agierende(能動的)、anabatische (上 一〇)との点は**政程度宗教史学者も認めているが(vgl. Deissmann: Paulus,S.119-1**21)然し、神秘主義」の根本的理解に於て基督教的で

Boussett:Kyrios Christos, S.162-164)と断ずる時、我々は神秘主義の基本的性格が基督教と遠いへむしろ対立的)ととを主張 200etc. vgl.) 我々の神秘主義に対する根本的見解も之らに従らものである。 も神秘主義は神と人間との正しい関係を破壞して、人間を神化せしめると主張される。(Brunner: Die Mystik und das Wort, S. 和十九年改版一一九頁以下(人格主義の基督教を「イデアリズム」や「神秘主義」と異る思想形態に数えている。神学の部門に於て て仏教のような神秘主義宗教 mystische Religion と区別する。宗教哲学の部門に於ても波多野博士は(波多野精一「宗教哲学」昭 せねばならない。宗教史としてもハイラーは(Fr.Heiler: Das Gabet,S. 48fD基督教を予言者的宗教prophetische Religion とし

- 一一(イエスにとつて神の国は既に始まつていた。(マタイ伝十二章二十八節)ルカ伝十七章二十一節)とのととは彼にとつて特別のメ は満てり。神の国は近づけり。……」(マルコ伝一章十五節 マタイ伝十一章十三節 ルカ伝十一章二十節十章十八節四章二十一節 シヤ意識(派遣意識山谷省吾「パウロの神学」三一八頁以下三二三頁以下)が既に宣教の始めから熱していたととを暗示する。 マタイ伝五章十七節)
- ハルナツクはこの点を強調している。(Wesen S.41.42) イエスにとつて神の子であることは「所与」 Gabe 「課題」Aufgabe である。(S.43.45) であると同時に
- かくして著者に従えば問題のロマ書七章は回心以前のものと解釈されている。
- 四 との点「信仰義認」を「戦闘の教義」 Kampfslehre と見倣すウレーデと軌を一にする。Wrede: Paulus, S.72 vgl.
- Ist sie (Pauli Ethik) von der Idee des Gerichtes und des Lohnes beherrscht.
- 七 パウロの考える信仰実存は終末観と神秘主義 noch nicht, zukünftig とschon, gegenwärtigとの緊張関係にある。 ロマ書二章六一八節十三章十一節以下コリント前書四章五節十一章二十六~三十一節テサロニケ前書三章十三節コリント後書五章
- Gegenwartsglaube entsteht im Zukunftsglaube
- teht. (S.359-3,70) Ohne die Eschatologie aufzugeben, steht er schon über ihr Jesus Christus erscheinen ist, sein Reich noch auss-
- 1人 Einheit uon Erlösungsglaube und Reich-Gottes Glaube (S.369)
- |九|| 著者は美しい比喩を以てとの事態を描写している。「星はその輝やきを以て、暗い世界に対して、未だ何の徴候もない時から、朝 の近きを告げる。丁度同じように救はれた者は、との世に於て神の国の光を保持していなければならない。」(S.378)

主 Ì Ħ.

=

ゥ

主義と名付ける場合には、同じ神秘主義という語に異つた内容を見てゐるように思はれる。こゝに神秘主義という概念がパ が、 名づける場合と、 史学者の如く、 つている。 シ ヴァ **ヴィツァーは終末観を彼の原始キリスト教研究の「視点」としたのであり、** の (_{စု} 信仰を「神秘主義」と規定することに就ては無意識にその先人殊にブセツトやダイスマンの宗教史学者達に倣 パウロの信仰内容を第三者の立場から而も一般宗教史の普通的環境に解消すべき意図を以て之を神秘主義と シュヴィツアーの如く、その特殊性に対して自身一つの(信仰的)立場と情熱を以て向う場合に之を神秘 cit S.1-3)そしてこの点に彼の歴史学者としての性格と同時に限界をも見得るのではないか。 パウロをもこゝから説明したので ある 旣に宗教

ある ウロにとつて果して妥当であるかという疑問も生じ得るし、より精密な概念規定が要請せられるのである。 にすると同時に る終末論と神秘主義」 してこの点を究明したものとして我々は 容である神秘主義との関連の追求吟味に 原始 キリスト教歴史殊にイエス像を独自の立場で構成した彼が、 S. 1-2)° との副題を持つていることでも明らかなように終末論と神秘主義の概念を以て原始キリスト教の歴史を明らか 「新約聖書信仰の特異性」 Eigerart der N. T. liche Frömmigkeit を明らかにすることを課題と を挙げることが出来る。 本書の立場は歴史的な研究であり乍ら、 Ħ. (実質的にはともかく概念的には) Ħ との書は Weber: Eschatologie 「信仰理解への試み」 Ein 而も新約聖書を対象とする限り、 その立場である und 今一 息徹底を欠いた憾みなしとしない。 Mystik im 「徹底的終末観」 とパウロの信仰 内 Versuch N.T. zum 1930 新約の記者達がそこに Verständnis 「新約聖書に於け して そ

のような嚴密な方法論的限定の上で彼は原始キリスト教の信仰の事態がこの終末観と神秘主義という二つの概念に依て表現

信仰の事態を明らかにするという組織神学的

(教義学的)

課題を内に含んでいる。

ح

於て見た神の啓示即ち福

音の事実、

える。 く汎神論的狂熱的なものではなく、生ける人格イエスキリストを媒介とする信仰者の神との交りを示し且常に終末の勝利完性に て信仰者は永遠に旣に与かるものとなり、喜びと確信とを以て生活し得る(S. 2)。「現在する救済」Gegenwartsheil alypsk 單なる空想的憧憬 Phatastik ではなく (S.2)、イエスの十字架と復活に於て信仰者自身が新しく作られることに依 成を待ち望み、 キリスト教信仰に於ては二つの事態を指すのではなく混然たる一つの事態を指す。かくして神秘主義は單にヘレニズムの如 は明らかとなる(S.2)之が著者の中心的な主張であるように思われる。(S.7 vgl.S.10 Anm.1) を愼重な限定を付して用いなければならない。まづ終末観と神秘主義という両概念を結合して用いることにより信仰の事態 礬者はその第一章序論で綿密に問題の歴史的展望を試ろみているが、 と神秘主義という概念現定を更に追求する意味で本書を取り上げる。 この際新約各書に於てニュアンスを異にする信仰の事実を正しく把握する爲には、この終末観と神秘主義という概念 或は之に衝迫されることに依て現実の倫理性が保たれる。 この第一章を考察して我々の問題の参考としたいと考 故に著者の方法論が我々の興味を呼ぶのであり、 また他方終末論も單に後期ユダヤ 即ちとの二つの概念は の默示錄 $Ap^{-}k$

されることを主張し実証している。我々は新約の福晉の二重性のモメントをシュワイツアーに於て考察したがその際終末論

特に

する学者は多い。 希望の対象であつた救済が現在のものとなつたという原始キリスト教の中心問題を終末観より神秘主義へという図式で解

秘主義のみにはつきない(倫理や予言者的な要素がある)が而も神秘主義が主要である。

は神

ツアーは之をユダヤの終末観からする。 キリス この神秘主義 と終末観 ト教の神 秘主義を説明する爲にある人は之を心理的に、或人は之をヘレニズムの密義宗敎からするに対してシュヴィ の関係から「神秘主義的終末観」mystische Eschatologie を導き出す学者も居る。(H. We i nel) (S. 4)

斯る考えに従 神 主 へば・「現在の教済」 義 と終末思 想 Heilsgegen wart は將来の救の担保 Unterpfand である。Die Gegenwart ersch-

eint als Vorbereitung (S.5) 初槵 απαρχη (ロマ書八章二十三節ヘブル書六章五節) であつて、 聖職とかサクラメントは その「担保」としての役目を果している。「来るべき世が旣に始まる。」 "Kommende Äon sohon angebrochen"

Mystik の概念が之を防いでくれる。キリストえの信仰は神秘主義に対する客觀性を保証する(S.1C-11)。 救の客觀的確実さ nisastisch 又單に倫理的に又單なる「終末觀的期待」 eschatologische Erwartung から(シュワイツアー批判) 妥当な概念規定であることを実例をあげて主張する(S.14)。パウロの神秘主義を單に心理的に或は單に繁狂的に 義も始めて客觀性を獲得する (S.12-13)。かくして著者は「信仰の神秘主義」の名称を以てパウロの神秘主義に対する最も 神秘主義の秘密は信仰からのみ開かれる」(S.12)。單なる歴史的見解にとつては神秘主義はグノーシスの客觀主義に対する はサクラメントの呪術性にはなく、信仰的聽従 uπakon (ガラテヤ三章二節—五節)によるのである。(S.12)「終未觀的 非主体的な性格をも Glaubens-Mystik に依てさけられる。かくして「將来のものを現在化するるものとしての神秘主義は るのは誤ちである (S.15) 。之らは Glaubens-Mystik の用法に依てさけられる。また逆に信仰の非神秘的な unmystisch 主觀主義であるが「信仰」する主体が「実存的に」救済史を見渡すならば、歴史も單なる客觀的なものではなくまた神秘主 り易い主観主義に対しては今更宇宙論的乃至形而上学的なグノーシスの助けを借りずとも「信仰の神秘主義」 死して甦つたキリストとの交り(神秘主義)は来るべき世界に与かること(終末観)を意味する(S.7-8)。 神秘主義の陷 説明す en-th-

このような構想の下には彼は全新約聖書を詳細に吟味し終未觀と神秘主義の両モメントの混合の度合の相異に依て各書を

性格づけて次のように区分している。

|宋觀的な性格を持つのである。所謂「希望の神秘主義」 Hoffnungs Mystik となる (S.18)

かくして神秘主義も「その生命は神の中にかくれあり」(コロサイ三章三節)といつた終

終末觀をも吸収する。」 (S.17-18)

110

"Mystischer" Hoffnungsglaube. Eschatologie mit mystischer Wendung ヘブル書で ペテロ前書

"Hoffnungs Mystik" des paulinischen Christus-Glaubens

Kap 3 Die Begründung der eschatologischen Mystik im Ostenglaubens (收会書簡) 其えの反対、 ユダヤ教、ヘレコズム

Kap 5 Die Besinnung auf den tragenden Grund der eschatologischen Mystik. Die Geschichtsmystik des

Ewigkeitlsglaubens.

ヨハネ文書

Kap 4

Kap 6 イエス

組織的結論

仰の構造内容はジュヷイツァーを始め従来考察した学者達と根本に於て異る所はない。たゞこのような信仰の構造に対する 宋觀と神秘主義」の関係に於て考察した点に於て、我々の問題提出に対する「歷史的」解答の最後の一線を示してくれるよ 我々の問題の取り上げ方が大切なのであり、シュヴイツアーとウエバーは救済の信仰にもたらす秩序の弁証法的構造を「終 成れれる所以を余す所なく組織立つて叙述している点、 /しく概念操作の技功に偏よつた嫌いはあるが、新約聖書に示される福音の構造が終末觀と神秘主義のモメントに依て構 我々の問題性に教示する所大きい。 勿論とのような救済に関はる信 「終末觀と神秘主義という

うに思はれる。イエスとパウロの歴史的関連を契機として顕はになつた福音の弁証法的構造は、

概念を廻つて歴史学的探求方法と組織的方法との折衝点緩衝地帶を提供するように思はれる。

最近の組織神学者は新約聖書の福音に対する(神学的)立場を歴史家とは異にするのである。 然しながら之等組織神学者もこの新約聖魯に於る福音の信仰者にもたらす救済のあり方が弁証法的関係に立つという事実

は認めるし、その福音の二重性の認識に於て歴史家と組織家との間に併行な parallel もの類比が存しはしないか。 ★ すれまずす

神

秘

主義と終

木思

想

このような主張を前提として最近の組織神学の代表であるブルトマンとバルトの新約研究を我々の問題性に於て考察する

紺| Wernle: Die Anfänge unserer Religion Jackson & Lake: The Beginning of Christianity Vol.I

その他最近の研究 W. Michaelis や Peterson も同じ結果を出している。 (S.3. Anm. 2)

[] Schweitzer: Geschite der paulinischen Forschung. S.188ff他に Bardensperger, Bernoilli 等も同じ主張を持つ (S.4)。 「この関係を組織神学者が愛を以て説明するのは偶然であろうか。」 (S.6) vgl. Kaftan, Kähler, Barth: Römer Brief 38

Althaus: Die Letzten Dinge³ S.35-63

四

ブルトマンは新約聖書に対する歴史学の最先端の地位にある樣式史学者としての立場と組織神学の最もラデイカルな弁証法

神学者としての立場との両方の経験を持つている。

彼の学問に於けるこの両性格の関係を探るという仕事は別の機会に讓つて、こゝでは今まで考察した新約聖書の福音の二

重性即ち終末觀と神秘主義というテーマに関聯して、特に終末論の本質に関して彼の見解が最も端的に覗はれる論文である。 "Die Eschatologie des Johannes Erangoliums"「ョハネ福音書の終末論」(Glauben unp Verstehen,1933 S.134

的な見解が簡潔に表現されているように思われ、且我々の内通性にふさわしいと思はれるので取上げる。 この小論文はヨハネを題材にとつてはいるが新約の福音そのものに普遍的に妥当する主張であり、特に弁証法神学の根本

ョハネ福音書に見られる一連の言葉

•152) に従つて考えてみよう。

tion 即ち「生成せざるもの」 der Ungewordenel 「個有性なきもの」 der Eigenschaftslosel もまた心身の人間学的二 us は存在しない(S.135-137)。ョハネには(新約全体に)ヘレニズムの神秘主義に特有な「神の賓辞」Gottes-Prädika-ズム、ヒユーマニズムとはキリスト教は遠いといはねばならない。 (S.141.142) 曲 義」でもない。 ヨハネ とつて決定的に新しい秩序をもたらした。この秩序は古い意味での終末觀でもなく、また歴史家が指摘するような「神秘主 な」 dramatisch 古い終末觀即ち「默示錄」は旣に存在しない。 **元論も鑿魂の運命への省察も凡てかヽる「体験信仰」 Erlebnis-Frömmigkeit に欠けている。即ち神秘主義更にイデアリ** kpiy&iy) 審くに依て人間歴史に「終末が到来したことを告げる。然しこっに於ては「宇宙論的」kosmologisch (否全新約聖書)にはヘレニズムに見られるような「宇宙論的二元論」 Kosmologische Dualism-(ibid S.134.135その他) イエスの歴史的出現は信仰者に 劇的

《五章二四—二五節、三章一八節以下、八章五一節、十一章二五節以下)は歴史的イエスの出現及活動(βωòποιειγ 活かす及び

あると称せられる所以は、との小論文に於て察知されるように思う。 本質的に新らしい信仰把握の方法を樹立し、新らしい神学を形成しようとしているのである。弁証法神学が終末論的で 、ルトマンに於ては「神秘主義」を拒否して「終末論」を全然新らしく解釈することに依て、單に概念の末稍的問題でな

破つて出現した「永遠」を指す。即ち具体的には、旣に歷史に表れたイエスである。 著者の考える「終末」は常識的時間性に於る世の終り、所謂キリストの「再塩」 Parusia でなくむしろ斯る時間を打ち

|スの出現は、成程時間の中の過去の一点としての事件であるが。 其は三十年戦争、啓蒙思潮或いはフランス革命ゲーテ

り」、永遠の出現としての時である。との意味でのイエスの歴史とそ「終末」なのであり、時間上の終りとしての再塩 の生涯等と同じ意味での歴史ではない。(S.145) 言受肉の時は時間の中の過去の一点でありながら、 むしろ時間の Pa→ 「終

は、むしろ現象的第二義的なものであつて、第一義的な終末ではない。第一義的な終末は時間を終らせる終末、 三九 歴史

主 袭 と終

末 思 想

ことに依て具体化される「瞬間」である。 に於る永遠の出現という「瞬間」 Augenblick である。この「瞬間」は普通の歴史の如く人間が「何時でも」、 「恣意的

信仰的人間は始めて過去性 Verfallenheit に於る生を脱して、「未来を持つ」 Zukunft-habend 希望の生に生き得る。 の生)に生きるかの二つの可能性の中何れかを決断選取すべき狀況に投ぜられる。これこそ「危機」Krisis である。 存在であつた。イエスの歴史に依つて人間にはかゝるこの世の生(即ち死)に止まるか、或いは神に依存して眞の生(永遠 斯る永遠の現れである「終末論的現在」を持つこと、之が輻音の信仰者に対する構としての「終末論」である。 の人間即ち日常的生は、刻々に過去に消滅し流れ去る生、いはゞ過去性に於る生であり、其はむしろ「死」と称せらるべき 独自の仕方で過去と未来を結びつける。」(S.149)この終末に依つて人間は全く従来のものと異なつた生を歩む。福音以前 クリシスは神の「審判」でありながら、一方人間主体にとつては決断の自由を意味する。キリストえと決断することに依て とのような瞬間こそ「終末論的現在」 eschatologische Jetzt (S.143,144)にほかならない。信仰者が歴史の中に於て 「斯る瞬間は

望と將来を持つ信仰的人間の姿が終末論なのであり、従来の所謂終末観と異る所以である。即ち時間の一点としての「世の 間が永遠につながることに依て、死と亡びと過去性を特徴とする時間性から発れることにほかならない。 斯る眞の意味での存在 Sein は「存在可能性」 Sein-Können であり (S.139.14) etc) 、自由と將来と希望は、 かく時

例えば (S.150)。

主義の「永遠」は、いはば「觀念化」 Spiritualisierung 乃至「內在化」 Innerlichung (S.143) またかゝる終末論的存在の姿は所謂神秘主義 Mystik でもない。主体が歴史と時間を捨象して直接無媒介に求 であり特定のイェスの める神秘 終り」の待望ではなく、時間を打ち破る永遠に対する決断が終末論的な人間の姿である。

(S.145,148 vgl.)

斯る著者の主張は、そのまゝ弁証法神学の根本主張にほかならず、人間に対する革命的な「よき音づれ」である所の福音の 1 宋論であり、 が出来る。 が、その默示錄的性格を払拭されてその純粋の姿に迄清められたものとして、このブルトマンの終末論の意義を見出すこと の暗い影をその生に宿すのであり、 ら生への復活の面が強調されているが、而も人間は復活と永遠にあづかりながら、 構造を示すものとして、 史を媒介とする主体と永遠との邂逅としての瞬間 Augen blick 「終末論的現在」eschatolog ische エスの歴史を媒介とせずして永遠に通ずる道、キエルケゴールの所謂「近道」 然しかゝる終末論を持つ人間は常に時と永遠、死と生、罪と救、亡びと復活の決断に立たされている限りでの終 とかく弁証法神学が一種の「超絶主義」と見られるのは、この点の認識に懸つているのではあるまい との決断の緊張性、 我々の問題性にとつて示唆深い。然しこゝで示される信仰的人間は、 殊に時間にある罪の相対面が忘却されるならば、 その故にまたある意味での歴史像の図式を必要とする。 基督教歴史觀としての終末觀 Abgekürzten Wez は存しない。(S.142) この終末論も成立しないことはいうまで 他面同時に時間の中に住 時間から永遠への脱出、死 Jetzt とは同一でない。 む限 り罪と死 ے か

ypse 架けるという仕事も可能になるのではあるまいか。斯る観点から今少しく弁証法神学の考える新しき人間の構造を探求して 神学と類比を求め得るように私は思う。この両者の併行性を明らかにすることに依てデイベリウスのいう歴史と神学に 法に於て歴史神学と異る組織神学の立場を取るのであるが、而も尚その問題性に於て、即ち、 ら、しかも尙残存している歴史的時間の終末として新らしく活かされねばならない。シュヴィツアーやウェバーに於て見た 取り上げるならば、そとに相通するものがある。この驅音の光に照射された信仰的人間の弁証法的な姿を見る点に、 終末観と神秘主義の緊張関係は新約聖書に対する歴史神学の到達した結論的な姿であるが、 歴史と永遠との決断に立たされる信仰的人間も時間内の存在である限り一つの歴史像、ある意味での「默示錄」Apo!:al-を必要とする。歴史の終末と再熇を待望する終末観は、その意味でキリストの功績に依て「永遠」の前に立たされた 弁証法神学は福音に肉薄する方 信仰者の救済えの関はり方を 歴史と

秘

主義と終

末思

想

最も終末論的なテキスト、 んでみたく思う。 神学者の取る立場を今少しく探ねる爲に、この派の代表者カールバルト(Karl Barth)の代表的著作であり、 まらず、福音の根本的理解の形態である。我々が只今問題にしている「信仰的人間の救済に関はる存在構造」に於て弁証法 する神の啓示の要素として受けとらるべきものである。前者の方法を終末観的 endgeschichtlich と名づけるならば、後者 にして始めて終末論的 eschatologisch の名に価いすると言い得るであろう。斯る意味での終末論は單に歴史観の問題に止 依て観察分析され、秩序づけらるべき歴史乃至時間の一要素ではなく、むしろ人間主体を危機に陥れ、信仰への決断を要求 たというべきであろう。即ち終末は人間の「観相」の対象でなく、「信仰」の対象となつた。換言すれば終末は人間主体に れるように、「終末」を未来から現在え転換したという意味でなく、終末に対する信仰者の態度 ブルトマンに依て明らかにされた終末論はある意味で弁証法神学の中心モティーフであるといはれるが、之は普通解釈さ コリント前書十五章の講解である「死人の甦り」 Die Auferstehung der Toten 3,1626 から学 Einstellung を新たにし 而もパウロの

Idealismus und Humanismus liegen ferne. (S.141) Jede Mystik liegt ihnen ferne. (S.142) vgl. Jo.10_uf. 30.38 17₁₀f.21

1] Holmström: Das eschatologische Denken der Gegenwart, 233 S. ölsner: Die Entwicklung der Eschatologie S. 9. 104 デイベリウス日髙只一訳「福音書批判とキリスト論」 一八頁 六八頁 一六九頁 於る「救済」の確実性、キリストと人間との交りの事態は「予定説」といつた概念でよりよく表現されると思う。(本論文パルト註参照) ば神秘主義を必要としない。(E. Brunner:Die Mystik und das Wort,S.120,197,200 Vgl.之等の箇処で著者は Schleiermacher キリスト教「信仰」の姿は「神秘主義」の本質とされる、無媒介性、歴史無視、主観性等と抵触する所が多い。先にも見たように「キリ スト教的」神秘主義の概念を規定するととも可能であるが我々の見解はブルトマンや其他の弁証法神学者に倣つて「教養学的に」考えれ **に即して神秘主義を否定している。)またプロテスタント教会の伝統的解釈に從つても神秘主義を排すべきだと考える。むしろ信仰者に**

著者の終末論は波多野精一「時と永遠」の時間概念に依て理解を助けられる所大きいと思り。終末観の成立する時間は所謂自然的時間、 乃至文化的時間であり、永遠者に依て開示される「宗教的時間」にまで次元を深めた時に始めて終末論が成立ずるのである。 Jesu faktisches Kommen die Wende der Aonen ist Das entscheidende ist geschehen (S. 144-145)

四 Parusia ist schon gewesen.

五. との媒介者が「聖霊」であり、 ヨハネの所謂「助主」 $\pi \alpha$ kα os である。

ネ伝三章十六—二十一節、五章二十二—三十節、八章十五—十六節、九章三十九—四十一節、十二章四十七—五十節**参**照) に臨んで、自らの信仰の「あれか、とれか」の「危機」を経験し、とゝに「決断」を強いられる。特にヨハネにはとの思想が強 であり、從つてまたイエスとパウロという歴史的関係にもつながつてくる。所謂終末観と終末論との関係にも同じものが存すると思は 仰的人間に存在する靈肉の緊張は指摘される。(S.148) との霊肉の緊張が、終末論と神秘主義という救済論の二元性と相応ずるもの れる。之等の二元的性格の緊張を実践に於て行じてゆくのが基督教倫理の特質であるといえよう。 後出の田辺博士がバルトさてはパウロを批判される中心点はかゝる点にある。ヨハネ伝の訣別説教(十四-十六章)に於てもとの信 危機 $k\rho_i \delta_{i3}$ は新約聖書に於ては「審判」を意味し、基督の啓示が信仰者にもたらす革命的な「力」である。 人間はとの「審判」 ヘヨハ

デイベリウス日高訳、前掲書 160頁ff

Ŧ. w ŀ K. Barth

(S.101f)、その意味すると

復活と四十日間の顕現こそが本来的な意味での啓示であり、信仰者を新らしい境位に置くものである。 十五章十二節の問題提出に従つて、如何にして死人の復活が可能であるか(S.87-103) 機としてもたらされるこの新らしい信仰者の境位が、また我々の課題でもある。この書の中心的部分は第一にコリント前書 とろはキリストの復活が信仰者にとつて最も決定的な出来事であるということにある。イエスの歴史的生涯でなく、むしろ 著者はとのコリント前書十五をパウロの、 否全章新約聖書の中心思想であるとしているが、 ということ、 第二に三十五節に従 キリストの復活を契

つて死人が「どのような狀態で」甦るか(S.103-129)という二つの問題を廻つて論ぜられている。

神

È 義

٤

終 末 思

想

e Totenauferstehung とキリストの甦りとは不可分離な密接な関係にあり、後者は前者の「初穂」(二十節) リピ書三章十二節参照)現実の姿は二元論 Dualismus であり、「約束と成就の間の緊張」Spannung zwischen Verheissu-れている限り(被覆に於ては)現在のことである。(S.97) 即ち信仰者はルターの美しい比喩にも見られるように「雲を隔 リストの復活に依て先取されている。復活のキリストの働らく教会に列なる信仰者は、かくキリストの復活に与かり、終末 対象でなく信仰と希望の対象である。次に人間にとつて最も切実な関心の的である「一般的な死人の復活」 die allgemein てゝ太陽を見る」、即ち現在尙肉にあり、罪との戦のさ中にある者も終末の明るい光を受けているのである。然しバプテス の甦り、全き救を約束されている。其は未だ実現していないという意味で將来のことでありながら、旣に確実な約束がなさ の歴史的事実は「現れる」ことであり、「甦り」は歴史の彼方にある永遠の出来事にほかならず、其は我々にとつて知識の マに与かり、救に与かつて教会に列なる者と雖も、旣に「完成した」 fertiges 「平安な」 befriedigende ものではない。 (S.100) コリントや(或はパウロを神秘主義と見倣す歴史家)の陷るような信仰の「單一主義」Monismus ではない。(ビ まづ彼は四節に於てキリストが「甦る」 'ErmrEprat と「現れる」 'ofon という二つの語を区別し、我々にとつて である。我々にとつての全き救である一般的な甦り、所謂身体の甦りはかくして終末の出来事でありながら、キ απαρχη

る。 である教会は全人類に対して「排他的にでなく代表的に」 nicht exklusiv, sondern representativ に救を予定されてい 終末への希望は即ち救済への「予定」 praedestinatio

ng und Erfüllung である。このような信仰者の現実は「中間時」の其であり、「戦斗の教会」 ecclesia militans の現実

である。其は「仮のもの」 provisiorum であり、終末の「神の国」に対する「キリストの国」である。とのキリストの国

的な親近性が示唆される。私はとの点に関して特に強調したく思うのであるが、予定説に関する組織的な記述及び終末論と の確信となつて、現される。こゝに終末論と予定説両教義の本質 der (S.124) であり、この奇蹟の力が即ち「創造の力」である。 (S.112.113.118) このような神の力に支えられた復活の hung und Verheissung (S.49) である。恐れであつて同時に希望である。 バルトの「中間時」の思想は單なる歴史意識 思う。 り(S.113)、其は終末の出来事である。(S.113,116,118)との両者即ち靈と肉と同一性 Identität とそ神の奇蹟 Wun-二十七節多照) 同一の人間である「私」がその「主体」 Subjekt はそのまっで、その「述語」 全き新生を約束するという意味で時間の終りであり始めである。むしろ後者の意味での「終り」 Ende ば斯る現実の人間に対する神の力は人間の「終りにして始め」 Ende und Anfang である。 とも我々の考えに近いものゝようである。「神秘主義」に対して私が屢々挙げた難点は、歴史神学の立場を去つて組織神学 う姿に依て妥当な≒現に接するのではないか。前者が歴史家のテーマであるのに対し、後者が敎会の伝統的な敎義であると 法的性格は、 で徹底的なニヒルの自覚を媒介として倫理的な「可能」 Könnenと「当爲」 Sollen の規範とを与えられる。 (マルコ伝十章 の三現でなく、(S.122)人間に緊張 Spannung を与へる神の審判 て限定される文化的(乃至自然的」時間の始めと終りといつた関係でなく、むしろ人間の肉を審き之を絕滅すると同時に、 の立場に立ち、 の聖書的つながりも別の機会に更めて論じたい。只我々のこの論文の眼目である「救済に関はる信仰的人間の構造」の弁証 ともあれこのような中間時に於る現実の信行者の弁証法的な存在構造がブルトマンのいつた終末論であり、バルトによれ 救済の確実性、キリストとの Schluss とは全く異るのである。(S.62)「神の言」は人間にとつて「審判であつて同時に約束」 Gerichtsdro-終末観と神秘主義の関係で考へるよりも「終末論と予定説」というテーマで考えるのがより安当ではないかと 「予定説」 Predestinationslehre という教義に当ると共に除去され解決されるに違いない。 #! φευχικον が神に属する「虁の身体」 σωμα πνευματικον 「交り」 「一致」 は、むしろ神から選ばれ召されたという関係、いはば「予定」とい krisis kρίσιs の力であり、之に依て人間は現実との戦に於 に変えられることこそ死人の甦りであ prädikat に於て現在の「肉 (S.45 etc.) は前者の意味での 其は人間に依

主義と終末思想

史像(或意味での默示錄)一つの秩序に環元することが出来るのではないか。 豊三 中間時に住む人間とそ、戦にありながら勝利を約 ことは旣に見た通りであるが、 バルトのいう「終りにして始め」 (默示錄二十一節六章アルッアにしてオメガ) はまた一つの歴 づけるとすれば、 節多照)という生活に生きる。 る全き審判即全き救いを終末に於て約束され、 その終末は單八る歴史像の「終局点」 斯る中間時に於る信仰的存在の二元性、その緊張狀態 Spannung は、神の和解の二面であ 現在信仰に於て旣に与えられている。斯る福音の弁証法的構造を終末論と名 され(ヨハネ伝十六章三十三節)、肉に生きながら爨に従う(ロマ書八章四 Schlusspunkt 或いは「歴史の中の終り」 Erdgeschichteでない

り組織的な考察を必要とするであろうが、之等に就てはの別論文でその責を果したく念願している。 実存の弁証法的構造と類比をもつという我々の主張は、更に綿密た釈義学的検証と、教会の歴史に於る問題の展開、 の福音の関係を問い、其が信仰者にとつてキリスト論の問題となり、更に救済論的意義に於て弁証法神学者の称える信仰的 史家が新約聖書の中心的モテイーフとして探りあてた終末論と神秘主義の指示する問題性と、 「弁証法」 然しながら問題はとゝで終るのではなく、 「二条の波が岸を洗うが如く」神の終りにして始め、アルフアにしてオメガの波は信仰者を清め且支える。(S.127) 歴 Dia'ektik は共に信仰的実存の救済に関はる構造の探求として一つの類比を見得るといはねばならぬ。 むしろとゝに始まるのである。 歴史的な対象構造としてイエスの福 組織神学者の今のべたような 音とパウロ

註 らぬ その意味で選ばれた少数者と選ばれざる多数者の関係は、「排他的」でなく「代表的」である。換言すれば予定説をして自己えの過信 問題」177-22. 阿188. 89.191.209.103.20 .218)即ち予定は他の人間との関連に於てになく、自己と神との関連に於て理解されねばな 態度は、之を純然と神の「恩寵」のわざとして把握するととにある。(vgl. K.Barth:Gottes Gnaden wahl 邦訳菅円吉「神学の根本 の相異は、「予定」を信仰の問題から人間の思弁の問題に変えたととろに生じたのではないかと思はれる。予定説に対する信仰者の正しい な論争を惹起する。プロテスタント教会史に於て有名なカルヴイニストの「二重予定説」とアルミニウスやメソヂストの「万人救済説」と との際予定は屢々教理史上で誤解されたように世界観の対象、観相の対象として考えられると、「予定」の範囲、目的等に就て無益

神 秘 主 義 と終 末 思 schaft, S. 49 Diese Krisit wartet zum Heil oder zu Unheil oder zu beiden, aber sicher zur Aufrichtung der vollen Gottes herr-

節の予定説的『基』に広ずる人間の『エ』の如何に依て終末の決算がなされるという考え等である。

他えの脥厳さの所謂フアンダメンタリズムから亞れさす真実の理解は、之を「終末論」との関係に於て理解するととにあると考える。

ルカ伝十四章十二節-二十四節に於る終末的な「天国の饗宴」と其えの予定説的「招待」との関係、或いはコリント前書三章十一十七

教義学でいはれる啓示の秩序「創造」「和解」「救職」という関係は、世界の始めと終りを規定する默示錄的歴史像の反映とも見ら

れ得ると思う。所謂終末論的な立場かち新たな教養学的乃至世界観的な体来を組織するととは必然に要請されるのである。

書

評

の宗 教社会 学

Joachim Wach: Sociology of Religion, 1914.

棚 瀨 ¥ 豃

に於て既に成立してゐたと見るべきである。然し之は極めて概略を

れたと言ふが、ワツハの宗教社会学の大綱は前掲の Einführung

想を交へ乍ら綴り度いと思ふ。 学の書物と言ふだけでなしに、との新しい学問への注目すべき業績 希望に応へて、少しくワツハの「宗教社会学」の概要を、若干の感 として恐らく後代に影響を与へるものと考へられるから、編輯者の 上に紹介せられてゐないし、又単に英語で書かれた重要な宗教社会 新刊紹介でもあるまいと思ふが、戦後の空白の為に未だ宗教研究誌 を博してゐる。一九四四年と言へば既に数年を経過しており、 で書かれた最も重要な宗教社会学の文献として英語国民の間に好評 Religion:, 1944, Univ. of Chicago Press, pp.1—411) は英語 九四四年に出版せられたワッハの宗教社会学(Sociology of

> 著述が英語で現はれるようになつたのはそう云ふ事情からである。 Brown University 次いでChicago Universityの宗教史の教授を務 めており、現に米国に於ける宗教研究の中心人物である。ワッハの として宗教学を講じてゐたが、一九三五年故国を去つて米国に渡り 本書は序文によればマキーパーのアドヴアイスと激励の下に書か

von A. Vierkandt,1931) 宗教社会学の領域乃至目的に関する考 Vorwort, Religionssoziologie, Handbuch der Soziologie, hrsg. ഏര° (Religionssozio'ogie, RGG.IV.1930, Einführung 1931, を略本と言ふならばとの英語本は広本と言ふべきものである。 傾向を知り得ると共に、読者を益するところが甚大である。独乙本 は論旨も詳細であり、附註も詳密を極めて、ワッハの研究の広さや 述べたに止り附註もないが、とゝに紹介せんとする「宗教社会学」 及び両者の間に行はれる interaction の研究であり」「特に宗教集 互制約関係の研究並に叙述であり、特に宗教集団を研究する学問で へ方は本書に於ても同様であつて「宗教と社会との interrelation ワッハの宗教社会学は既に知られてゐるように宗教と社会との相

析、解釈及び注解に関係する。然るに宗教現象学、宗教史、宗教心 の関係に就て述べる。 ワッハによれば神学は一の特定の 信 仰 の 分 方法論的問題が取扱はれてゐる。ワツハはその宗教社会学を宗教学 の一分科と認めて、最初にまづ宗教社会学と宗教学の種々の分科と 本書は二部八章から成立してゐる。第一部(一一三章)に於ては

五日ケムニッに生れ、一九二九年以後ライプチヒ大学に a.o. Prof. 教社会学である。ワッハはドイツ育ちの学者で、一八九八年一月二十 てよく日本の学界に知られてゐるように、もとしくマクス・ウエー Religionssoziologie, 1931. Tübingen, SSI-XVI.1-98

ツハの宗教社会学は既に其の旧著たる Einführung in die

によつ

団の類型に重点をおく」とせられてゐる。(p.11,p.374)

やエルソスト・トレルチの強い影響の下に成立した独乙的な宗

条の研究に從事してゐる。だが同様の重要さは宗教の実践的な表現 質的には記述学である。宗教哲学はその規範的な性質に於では神学 る。宗教史なくば宗教社会学は成立し得ないが両者は異質的 であ である儀礼にもあり、第三の宗教的表現の領域たる宗教集団にもあ 教経験の各種の表現の組織的比較研究で、主として神話、教養、教 に似てゐるが、その問題に於ては宗教学と軌を一にする、宗教史は宗 ることを目的とする記述学である。 神学は量的には一宗教 に 質的には規範学であるが、宗教学は量的には多宗教に関与し、 宗教社会学を含めた一般宗教学は総ての宗教の性質を理解す 関与

る。……以上によつて如何にワッハが宗教社会学と区別しつ」も宗 究は又トレルチによつて補はれたが然も尚キリスト教に限られてゐ あつて、宗教経済学は宗教社会学と同一ではない。ウエーバーの研 関係に於ける経済は単に社会活動の多くの形式の一つにすぎぬので であるが、彼は其の研究を主としてカルヴィニズムに集中して多く んとしてゐるかが窺はれる。 教史を重要視する立場を取るか、 の問題を未解決に残しており、文取残された問題も多い。彼の同僚ウ ルナー・ゾムバルトは経済と宗教に先鞭をつけたが、宗教に対する ワツハによれば宗教社会学の最大の貢献者はマクス・ウエーバー 又如何に広く宗教社会学を組織せ

工

教学は之等の線を水平に切断せんとするものである。

る。宗教史は縱の発展の線に関心を有し、宗教社会学をも含めて宗

て新心理学者達は宗教の一般的理解が其の立場からなしうるとした 教社会学を以て宗教学に取つて代らそうとしてゐるのではない。 然し広いと言つてもワッハは宗教社会学に限界を与へてゐて、

ヮ

ツハの宗教社会学

とに貢献せんと欲する。この機能は恐らく最も重要なる機能ではな 質並に性質を理解することはワツハの宗教社会学の任務ではないの 教史を補ひらるが、之等に取つて代ることはできないものである。 は宗教社会学は神学は言ふに及ばず、宗教現象学、宗教心理学、宗 りよく理解しうるであろう」(G. of R. p.) と。ワッハに於て の間に存する関係に新らしき洞察を加へ、宗教経験の各種の面をよ の文化的意義を示し得るのみでなく、宗教経験の表現の各種の形態 いが、確かに本質的な機能ではあるのである。この研究を通じて宗教 る内的連関の研究によつて宗教の一つの機能をよりよく理解すると も明瞭である。ワツハは言ふ、我々は宗教と社会現象との間の多様な である。マルクスやコムトの理論を宗教に応用せんとする学者は宗 が、ワツハの宗教社会学は宗教の全き理解への鍵ではない。宗教の本 ンス社会学派の宗教研究とワツハの宗教社会学の相異はこの点で最 教の本質を明らかにせんとし、デュルケム亦同様の立場に立つ。フラ

科学、哲学、 くにあるから、資料を出来るだけ広く求めて行く方法を取る。との 広範囲に亙る資料は組織神学、歴史神学、宗教学、政治理論、社会 ワツハの立場は公平且客観的に宗教と社会との関係を調査して行 心理学、 言語学、人類学に於て夫々論ぜられて来た問

学、回教社会哲学を思ひ浮べてゐるのである。同様の立場から宗教

なものは存在しないのであつて、 かくる人々はキリスト教社会哲

教社会学、回教社会学等を考へる人もあるが、ワッハによれば左様

区別し、社会哲学は社会の規範的理論であるとする。

世にキリスト

もら一つの方法論上の問題としてワッパは社会学と社会哲学とを

社会学は社会改造と同一でないとすることも勿論であ

四九

Kap V) ワッハによればこの方法は無選択なる歴史主義と一つの成らとする。(S. of R. p.2 p.9f. vrgl.Religionswissenschaft.取らうとする。(S. of R. p.2 p.9f. vrgl.Religionswissenschaft.取らるとする。(S. of R. p.2 p.9f. vrgl.Religionswissenschaft.取らない。この整理の方法としてワッハはテイポロデカルな方法を超らない。この整理の方法としてワッハはテイポロデカルな方法を取扱されて来たが、宗教史を表し、わけても広義の宗教史に於て取扱はれて来たが、宗教史を表し、わけても広義の宗教史に於て取扱はれて来たが、宗教史を表し、

信仰の強調並に限定の中間の道である。

Religionswissenschaft, Prolegomena zu ihrer wissenschfts-Religionswissenschaft, Prolegomena zu ihrer wissenschaft Religionswissenschaft Religionswissenschaft Religionswissenschaft Religionswissenschaft Religionswissenschaft Religionswissenschaft Religionswissenschaft Religionswissenschaft Religionswissenschaft Religionswissenscha

生の事情を検討する立場を取つてゐない。

チャタートン・ヒルによつても取扱はれて来た問題である。 対する態度を論じてゐる。之等はマクス・ウエーバーによつでも、 対する態度を論じてゐる。而して更に二節を設けて宗教の社会並に世界に を重要視してゐる。而して更に二節を設けて宗教の社会並に世界に を重要視してゐる。而して更に二節を設けて宗教の社会結合力 離の作用があるとし(op. cit. pp.34-37)、次で教養の社会結合力 を論じて、宗教は積極的には結合集成の作用、消極的には離反、分

幹を為す。 Einführuug に於ては宗教の社会への影響として取扱は直接結社体としての宗教集団を取扱つた諸章であつて、本書の根られており、宗教と社会と題されてゐる。この中第四章並に第五章第二部(第四―八章)ではワッハの宗教社会学が実質的に展開せ

題である。ワツハはまづ宗教を経験的なものと表現的なものに区別に入つてゐる。即ち宗教を如何に規定するかと言ふととが本章の間

theoretischen Grundlegung, Lpz. 1924 《熙)

第二章をワツハは宗教経験とその表現と題し、やゝ実質的な問題

ce, 1920. Pt.I, 宇野博士、宗教学 昭六、二五ー二六章、同、整当する(P.Vinogradoff: Outlines of Historical Jurispruden はれてあることは周知の如くである。(Einf. S.16-38)はれてあることは周知の如くである。(Einf. S.16-38)はれてあることは周知の如くである。(Einf. S.16-38)はれてあることは周知の如くである。(Einf. S.16-38)

るものと、其の成員に取つても起源の不明なるものに分類する。(S.サッハは更に之を二分して、歴史的研究によつて其の起源を辿り得益的の原理として成立する任意的化入のゆるされる集団であるが、大並に集団の宗教的経験の豊富比を要因として生れ出る宗教経験を特に宗教的なる教団を取扱ふ第五章は本書中の白眉である。特殊

に添うて創唱教団を類型的に把握する方法を取つてゐる

へ、新しき態度、新しき精神が強調せられる。同胞集団は其の精神pp.137-141)。 弟子集団の連帯は教祖に基くが、今や新らしき教す。かくして生ずるのが同胞集団 brotherhood である。(op.cit.教祖の死が新集団の一つの危機となつて教団の構造上に変化を起

五

ッハの宗教社会学

礼、制度に於て制度的教団に向ふ。 的結合とカリスマ的組織に於て弟子集団に似てゐる が、 教 珥、儀

教団を意味せしめ、其の特質や発展に就て考察してゐる。 教団を意味せしめ、其の特質や発展に就て考察してゐる。 教団を意味せしめ、其の特質や発展に就て考察してゐる。 教団を意味せしめ、其の特質や発展に就て考察してゐる。 教団を意味せしめ、其の特質や発展に就て考察してゐる。 教団を意味せしめ、其の特質や発展に就て考察してゐる。 教団を意味せしめ、其の特質や発展に就て考察してゐる。 教団を意味せしめ、其の特質や発展に就て考察してゐる。 教団を意味せしめ、其の特質や発展に就て考察してゐる。

大でワッハは collegia pietatis, fraternitas, monasticism, 宗教でワッハは collegia pietatis, fraternitas, monasticism, 宗教学会第三回大会起要、昭、十、一七七一八一頁)の見解を想起せる学的結果である、宗派は外的なラディカルな抗議の社会学的結果であり、宗派は外的なラディカルな抗議の社会学的結果であり、宗派は外的なラディカルな抗議の社会学的結果であり、宗派は外的なラディカルな抗議の社会学的結果である。前者は大教会内の小教会 ecclesiola in ecclesia, Gemeinschaften in der Grossgemeinschaft である。評者は之に部内的数団なる和語を与へたならば如何かと思ふ。宗派には母教団からの分離と独立集団なることを重要視して透徹せる見解を見せてゐらの分離と独立集団なることを重要視して透徹せる見解を見せてゐらの分離と独立集団なることを重要視して透徹せる見解を見せてゐらの分離と独立集団なることを重要視して透徹せる見解を見せてゐらの分離と独立集団なることを重要視して透徹せる見解を見せてゐらの分離と独立集団なることを重要視して透徹せる見解を見せてゐらの分離と独立集団なることを重要視して透徹せる見解を見せてゐらの分離と独立集団なるとと重要視して透徹せる見解を見せてゐらの分離と独立集団なるとと重要視して透徹せる見解を見せてゐらの分離と独立集団なる。

払はれてゐるととは言ふまでもない。 てゐないようである。各集団の社会学的性質に就ても相当の考慮が的理想のよりよき発揮とは別のととであつて後者の面は注目せられる(op.cit.pp. 96-205)。然し集団としての独立と、母教団の宗教

第六章は宗教と社会分化 social differentiation の問題で、社会 が宗教に対して与へる影響の問題として取あげられ、社会分化の一 が宗教に対して与へる影響の問題として取あげられ、社会分化の一 に及んでゐるが、 との問題に就ては暗示が与へられたと言 ふ に留 り、尚問題を将来に残してゐると見なければならない。特に高等宗 り、尚問題を将来に残してゐると見なければならない。特に高等宗 り、尚問題を将来に残してゐると見なければならない。特に高等宗 り、尚問題を将来に残してゐると見なければならない。特に高等宗 り、尚問題を将来に残してゐると見なければならない。特に高等宗 り、尚問題を将来に残してゐると見なければならない。特に高等宗 り、尚問題を将来に残してゐると見なければならない。特に高等宗 り、尚問題を将来に残してゐると見なければならない。 り、治問題を将来に残してゐると見なければならない。 り、治問題を明また。

第七章は宗教と国家の問題である。国家には他の社会には見出し第七章は宗教と国家の問題の為に特に一章が当てられた事は当然であらう。祭政一致、創唱的宗教が現はれての国家と宗教との章は研究から教へられたより一般的な問題に就ての若干の意見よを中心として宗教的人格乃至指導者の各種の型を論じてゐる。結論を中心として宗教的人格乃至指導者の各種の型を論じてゐる。結論を中心として宗教的人格乃至指導者の各種の型を論じてゐる。結論を中心として宗教と国家の問題である。国家には他の社会には見出し第七章は宗教と国家の問題である。国家には他の社会には見出し第七章は宗教と国家の問題である。国家には他の社会には見出し

しようとして努力してゐる。それは多方面に亙るものであるから、ワツハは本書で宗教と社会の関係に関連するあらゆる問題を包括

ないのであつて、長く斯学の重要なる文献として残るものであると社会学を樹立せんとする努力に対しては深甚の敬意を表せねばなら本書から教へられるととも卒直に認めねばならないし、一家の宗教読めば尙あまりに簡単にすぎる点も少くない。然し我々はより多く感ぜられる節もある。一つの問題の参考としてこの書の其の部分を尙研究の不備な点もあるようであるし、若干指摘したように不満の

とは疑を入れないのである。

由である。学運の隆昌と加餐とを念じて鴻著に対する妄言 を 謝し中には「宗教経験の類型」と題する新著も出版の運びになつてゐるな年令でもあり、性根をかたむけて研究を継続しておられて、今年は年よりは更けて見える相であるが、学者として油ののりきつてゐ授の談によれば、この小柄で、芸術家的な繊細な感じを与へる碩学授の談によれば、この小柄で、芸術家的な繊細な感じを与へる碩学

五四

	島	井	井	永	永	準	:	崎	쌺	理		. 省	ウレ	1.5	署
1 1	=	次	次						-: -		差	手工	ミレ	葉	者
	郎	郎	郎		主郎	案		正	Œ	順.		子	リウ		14
			,	-,	1 1	B		治	治		栄		₹Ż.	伸	名
	※概説基督教神学	※戦争と	×	※ 史上	※日		2	, <u>*</u>	×	※ 予	TE	}	% ≣	<u>.</u>	鸖
	説	争	生ユ	研究	本	上 仏代		Z E	※聖徳太子	甘	現代宗教		-	教品性本	Brook
;	会 と	ス	涯ラ	教	思想	教にとお		9.5	峑	者の	宗教	1	旨	と仏歴教	
į	牧山	女	思想ル	思想	史	のけ	TAT	₹Sho	•	研	0	- €	读	史性宗	名
2	学	*	リマッ	ilk.	におけ	交渉は当	聖德太子奉讚会 聖德太子奉讚会	%Prince Shotoku,		究	問			性宗	н
7	香	基	新へ	目	齊る	鮗り	聖	ы	平	新	分宗教	â	ij .	目	揭発
1	柏	督	教研	黒	宗藤教	みたる	被 太	The		-	宗教 教と			無	
. 1	書	教	四纪	審	的 審自	るー	子智	sage		出	研人	ブ	Ĝ		载行
		研	版		然		費	e ;		rux.	究間 第			魯	誌所
_	房 .	究	社	店	Ø	久	会	statesman,	店	社		私	t	店	
- D	<u> </u>	= 7	=	二四		<u> </u>		Sm:	= :	= :	==	=		=	番発
-	•	^	•	•	•		•		=	= ;	号四•	<u>Du</u>	1	=	行年
(五	八	六		-=		九.		$\overline{}$	PU	1	六	月
									,		, 0				号日
字	宇	宇	岩	岩岩	岩	井	稻	利	自石	1 在	石石	石	石	石	i石
井	井	:井	村	下	崎	上	葉	英				櫾	田	津	
伯	伯	伯	7	壯	敏	光	秀	· 35		`. 智	了智	智	英		
壽	蔣	ङ	忍		夫	貞	賢	-	· E 講	_		信	愈	, 1	
															,,,,,,,
※仏教汎論	本問題 ※仏教哲学の	※仏	中	Ж	葉	_L_abs =	iste des	※ 理符	※ 美	<u> </u>	※ 宗	※ 宗	※河	,	
教	門教	数	园	h	相山	教原	ク感 ・	理符 士 三	* 4	心	表教	示教	削	る人	生死
汎	題哲 学	**	・イス	リツ	馬のに神	時	生に各お	三數	督	製	学	学	車駒	存存	0
7	の根	哲学	ラ	7	おと	0	け	0) ~	概	概	論	릵	の在	`学
	攸	子	ム社	の信	け人る	淨	る	論	史	説	論	攷	考	拠おけ	的考
岩	大	世	会 民研	,四	薬山民	歴	宗	全	岩	要	ਜਦ	- -	₩	,	宏
波	東	界	族先	ラーニニ	0	史(`	_ ±			要	青	筑	(宗教 宗教	#6
	出	界哲学講	学の	イニア冊	夜間 籠	学 -	-教 二	人	被	書	事	Щ	摩	教を研と	哲 学
書	版	講座	研諸	書	一伝	研了	研	•	書	=	B	書	書	死人	子評
店	社	Ÿ	究題	院	承	究	一研	社	店	房	房	院	房	二間	計論
=	=			<u>-</u>	_	_		_		_	_	_	_		
三、八	1111-11		=	=	=	=	\equiv	Ξ	Ξ	四	四	Ξ	Ξ	号二	Ξ
入	Ė		≟	=		-	• 九	五	八	· 九	<u>∓</u>	• 九	• 29	•	•
					=		_			-	-	•	_	0	Ξ

姉妹浅

原 一男 中世村落における真宗教団の研	小小 墙力 編 一 ※新約聖書神学辞典 新教出版社		小口 体一権威信仰の構造人間	小口 隼一 シヤマニズム 東洋文化研究 -	文:	女件化	大 塚 節 治 今後の基督教神学の動向	横 超 穩 日 明末仏教と基督教と相互批判(上)	石川の説 ―キリスト教の歴史的検討ージオルテール ※狂信の墓 彰 考書院	野 円 空 ※宗教民族学 創 元	字野 円空 ※宗教 学 岩 被 書店	内,村、鑑二、 ※内村金銀三思想選集——五	内田智雄 ※中国最村の家 弘 文 堂	木 忠 一 ※基督教精神史 全 国 書	木 忠一福音基督教の聖書理念	伯壽 ※仏教思潮論 喜久	井伯寿 ※信仰仏教 要 客房
歴史学研究 二三・九 岸本英夫男 中世村落における真宗教団の研究	編纂 ※新約聖書神学辞典 新教出版社二四。三 岸川加	コロサイ書における思想の一考案 一四一四 菅 円	一権威信仰の構造人間二	世界観の研究・サンヤマニズム・東洋文化研究・八 管 円	宗教学の科学性 人 文 ニーー 河本教	知 ※桃山時代のキリスト教文化 川田 削え	益督教神学の動向 中川昌樹 中川昌樹	日 明末仏教と基督教と相互批判(上)	訳 ―キリスト教の歴史的検討― 富州 富太ル ※狂信の墓 彰 考書。院二四・一一	空 ※宗教民族学 創 元 社 二四•一一 龜井勝一	空 ※宗教学 岩被警店二三十六 金子大	羽田 有客店二四•八金子大学,一一一次一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一	(雄・※中国農村の家・弘・文・堂・二三・九・会・名・円)	一 ※蒸膏教精神史 全国国 管房二四。五	基督教の聖書理念 一 二三一三 金倉 円	壽 ※仏教思潮論 喜久屋書店 二四·一 片山 正	养养 ※信仰 仏教 要 小書 房 二三·九 提
※生の不安(論文集) 青山 書 院 二関係について 哲学 研究 三	ノザのエテイカにおける神と人	古 パルトにおける死と生の問題	本語と対ける気を対象	あれば ないない かられ かられ かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	大学・一般 である 大学・一般 一会	一文化と宗教 一 河東 ※東当小番第 一 河	歌 基督	教育学研究一六一	聖恵太子の人生賜と敗畢(宗教研究一二二号)	内村 鑑三 宗教と人間	※宗教的理性 丁字屋 曹	学》《AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND	※研究の目的と方法	系统印度对学之要以一个文字,一定,也不是一个一个人,就是一个人,也不是一个人	の複	近代的精神の超剋とキリスト教	運 仏教的思考 東洋文化研究 八

五五

文

目

五六

埳 佐 佐 佐 佐 巫 小 小 熊 龍 桐 北 北 岸 岸 岸 4 木 木 伯 田 林 本 野 森 礟 溪 本 本 木 田 秋 Ð 現 秋 好 司 英 英 英 鲞 順 홅 嘉 雄 夫 嵩 順 夫 **É**C 氏 老 忍 濺 验 夫 潤 夫 夫 編 × × × 有仏 神 にキ 信カ る救 因済 造信 人宗 イプ 徴レ を西 スト 論」 間教 顧教 つり 教現 の教 トレ ズロ 間学 一何 仰ト 形の 道 み東で 哲学 教ル の諸 形に 観及 ムテ いス IJ 果教 のに 方の = 科学 对而 てト ッ とス OK 神相 \mathcal{V} ㅁぉ 法心 概 現代タンテ 'n 対の 上け 0 0 0 間お ゴけ 1 と心 0 学る 跡 愛 0 論キ スる 的構 1) O 0 革 弘 白 へ宗 史 眀 ァ ソ 哲 基 題宗 哲 偷 宗教 フ テ 学 治 学 教と 0 1 新 文 楊 研人 ナ 敦 教と 元 ァ 究間 研 書 雑 研入 雑 間 書 文 書 社 堂 究 院 化 社 院 院 骷 学 一間 社 誌 屏 羅 = ラニ四 = 四 六 Ξ 24 四 四 四 四 号四 29 四 • • • ٠ ノ。 • 七 • • カ 24 29 六 武 缸 高 髙 高 関 鈴 鈴 鈶 鈴 鈴 鈴 教司 鈴 鈴 磯シ 育命 楠 田 根 木 木 沐 木 木 木 木 木 糅 順次 忠, 宗民 清 重 大 正 大 大 大 大 大 宗 教間 恵 子 拙 拙 正小 泰 孝 虚 郎 雄 拙 拙 拙 拙 忠 部情 郎 訳ゥ 工. ※ 想仏 ※ 理宗 %The Essence of Buddhism ※ 想臨 ※ 歌妙 ※ 仏* ※ 禪 ※ そ親 ※宗教学原論 × ル 観キ 1 地 序七 H 基 ※宗教に 教革命 数リ とり 済 好人才市 ェ の肥 鄠 本 0 社ス 0 体の ス 0 ス ح 0 根本思 教 会ト 基 験生 0 訳 ۲ 思 体 革教命歴 宗 月 本思 概 人 Ö 研 涯 0 生 神 0 系 想 ح 教 鯍 Ų١ 吏 翻 基 創 基 大 125 法 中 創 人 法 大 法 清 白 朗 椞 民宗 文 督 督 東 央 東 治 水 H 和 藏 教普 敎 元 敎 出 文 公 藏 臌 出 元 学 審 文 研 版 鰮 版 論 芨 16 社 集 绑 社 館 堂 館 社 館 社 店 院 会 社 房 四四 四 \equiv 四 四 四四 四四 29 29 四 1 • • • • • •, •

七

八

Ö

六九 七

九

 $\stackrel{\cdot}{=}$

H H 堆 芷 芷 田 H H \blacksquare 棚. 棚 H 45 哲 同 村 辺 本 Ш プ デ H 直 辺 辺 貞 = 1 円 襄 7 四 Ż 養 襄 信 会 之助 ŧ Æ 助 盘 爾 爾 爾 Ż 文 IJ IJ 博 縕 郋 元 充 且 ン ※ 諸日 ※ 序宗 説教 * ※同 × × × ※実存愛 焩 近十代 美~ È 離キ 弁計り アエ の本 の現 の文献の解説 現存 sāmāvedā 中世篇之二 一邦上 問本題思 **入開** ý 中 蠿 聖り 存ル ガロ 法 文化 ペス 間人 リ思 世 ス ス 念 書ス Ħ 主キ 熊仏教 篇之三 上数 と実 姜シ ้เอ 想 ۲ 観に 0 のト 文 のズ の神 史 のお 起 神教 ٤ トと 神と ケケ 'n 0 諸け 濵 観の 敎 間ム 一神 ۲ 相 童 (宗教 宗教 龍 廖 岩 岩 永 創 筑 筑 青 神 袖 民 要 基 工 哲 ン 谷 応 田 波 閒 デ 波 山 0 0 大 語 ル 敎 文 元 研と 学 学 審 書 書 書 ν 雑 伝 文 昌 書 二間 房 顋 承 店 房 化 諡 店 店 堂 社 房 院 頣 六四 二四 Ξ Ξ Ξ 四四 四 四 四 四 ||七〇|| • • ٠ • • 大 五 七 六 九 大 平片 中 中 富. 中 巾 中 中 # 中 中 中 中 長 田 沢 森 沢 村 서 1 村 村 村 村 村 村 村 村 寛 沿 京 獅 信 次 元 訳 雄 元 元 元 元 元 元 樹 元 元 ※宗教に * × Ж ※ 的基 闘宗 ヴィ仏 エア教 I の学 方東
法洋 個哲ヴ 絶哲ヴ対学エ ス仏 思ィ 0-一仰知 心復 化代 安学エ 想ン ルき 聖の的 教徒 者にし KF にキ 理活 のに1 ア優優 おイ 的 実お 学 ダ伝者 的一 概おダ 第の おル ウ位位 サン 問おダ 批の おの 0 思 対哲 解体 践け るド 題けン 念けン/判キ ソえバ 一思 けケ と信 惟 るダ るダ ダるヴ るゴ スチ 人思 y 部惟 間 0 宗 哲 観 Ø ヌ なにお 意新 基 東 再 学哲 毎 み 的理 創 敎 宗 東 . 玄 実存 五 洋 牂 宗教 す 督 日 建 七 文 文 出 ij 徴と 新 ず 元 敎 文 理 0 化 化 間 研入 季. 雑 版 研 聞 審 研 研 頭 一間 究 社 想 社 究 館 鰪 社 社 店 刊 究 八 七 七 Ξ 四 79 三 四 四四 号四 九 • \sim . ٠ • • • 九 九 九四 应 0

久舩 真一	肥後 和男	K・スルト 新田秀延 訳	・ 田ジ 小エス	原田敏明	原田飯明	八学会建一合	多野	多野	武田清子訳	上与二郎訳	西谷路沿	西谷啓治	西沢 頼応	長尾 雅人	
対主体道	始常における 所の 所の	おける私の変化 最近十年間に で	※日本切支丹宗	古代在	ズムの傾向 部落祭祀にお	文科学の	77. Ale	哲学序	※光の子と	※基督教倫理	※宗教と政治と	絶対無	躍り	本的立場中観哲学の根	•
弘文堂	東海客房	基督教研究	岩波書店	日本古代社会	民族学研究	岩波音院	被害	岩波響店	新数出版社	新数出版社	法藏館		上相 科学	哲学研究	
三 四	二 四 •	三八一〇	· 四 ·	II	<u>P</u>	二四・九	•	三三七			三四•二二	三三・八	四		
堀	堀	畑	基 机 野 足		等•谷		古野	E ・ ブ	福山	船フ山オ	部イ	比屋	樋元	s n	
望	郎	鄭	元理即	選ぎ	マネット 川松治訳	ネデイク	清人	ンルンナー	敏男	信一訳パッ	忠正訳	根安定	和一	187	
望 ヤのトーチミズ		のけ民間念「個人の	元型	理一郎 ※宗教哲	マネット 川松治訳	清人 ※宗教社会学	清 人 ※宗教心理学	ルンナ	男 ※奈良	- 'ル 訳パ	IE.	安定 ※ジエイムズの宗	和一成と死の	真一編 ※輝の論	•
望れのトーテミ	日本文化人	の観念と実現る「人神に	元豊 ※宗教と人	理一郎 ※宗教哲学 光の書一	では、 ※基督教とコーパを治訳 ※薬 と 一	オデイクトション アンドラ オード・オディクトション アンドラ 村 書	清人 ※宗教心理学説 養 徳	ルンナー 文化の危機	男 ※奈良朝寺院	ルバッハ※基督教の本	上訳 ※無神論々	安 定 ※ジエイムズの	和一成と死の展開哲学研	真一編 ※輝の論	3

螙 太 峾 滌 宫 宮 宮 宮 Ξ 松 松 松 **松松增增** 前 滁 営 合 村 麙 台 本 本 本 本 村 村 村村 永谷 H 武之 右 現 理 和 正正 朝 武 武 缶 武克霊文 陽 兵 女 循 雌 Æ 作 外吉 雌 雄 雌 雌 維己風雄 サ西 文 獭 ※ ※ 土み民研**儀**信 ※神 ※希 宗臨 後床 起科源学 近 根間仏基とモ 記た族究礼仰る学及神 話学 ス代 本題教督パン る田 化 宗哲 的缺失 本心 にの に数ステ ٤ 絶て宗エ東山神対教ル・観観 Ø 育理学 つ宗 者 お弁カニ 数学 宗 有の宗 話歴 題存 的に い教 磨よ 0 る証ルユ غ なお数 て的 手 敎 風り の史 研 神論の1 Ø 河 基 廽 理 弘 光 惎 北宗 科 培弘 民 培基風神 創 数方 学 族 間の Ш Ø 激 文 出 史 風文 学 風激 沱 敎 書 問 研 研 文 文 研 屏 究 堂 号究社 弈 栾 館化 題 想 棋 廃 化 館 堂 房 社 1111 \equiv Ξ \equiv Ξ 四 四 九 九 29 四 七 ٠ 1 • ì. 四 九 八 七 \equiv 四 四 六 六 六 和 石ルル 吉由フ 山 山 Щ 山 Щ 山 柳 折柳 柳 旔 由 結 山 Ш 田 盐 谷 田 口田 田 原 _{タ タ} 木 木 本 本 本 省 哲 令 省 文 信国 田 + 彦康 謙」 太 볤 康 闘 吾 新 和 和 昭 蕌 郎 夫男 男 猯 ※新 モ意数原自キル **教**け古クニ人キキ権 親 回ヌ聖予 郷心スア言 化 テブイ 間的 のる代スト間リリカ 1菱の始由リタ 瑰本 他と宗教の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の探究の一個性の ゼー文キの再化リ と のにウ者 勝キ世主ベ形ススに スト の人 的 利り界義の成トト抗スに批マ 教教す 観の Ø の題けス研 五一史ス 者集数の第の 念神 £ るチ究 界 基 珊 卷 念 晃 岩 岩 Ħ 中 民 基 北新 基 黎 人 法· 哲 全 大 み 五 新 文 央 族 方 東 波 数 間 九 波 朋 学 \mathbf{H} + 科 ず本 公 学 Ш 敎 潊 Ш 敎 Ш Ш 文 学 雑 伝 版 研 文 版 文 鰪 版 審 版 Ø 館 房 究 承 店 店社 店社 社 社 化 究 社 館 誌 房 社 化 六 Ξ 29 24 24 20 · _ 四 Ξ 四 四 깯 \equiv ï - 1 . ı • 九 四 七 三四 五 Ŀ 九 五 五

後

号埶筆 者 紹 小

苦によるものである。会員各位と共にとれらの諸氏の努力にとゝろからなる感謝をさゝげたい。終りに会員各位の一層の御支援を懸

今後の見通しも明い。とれ偏に東京大学文学部宗教学科助手脇本平也氏をはじめとして、高木きよ子氏、八我光雲氏等の隱れたる労 るや否やについては我々編集委員もいさゝか不安がないでもなかつた。しかるに今や第一二五号はかくの如く立派に発行せられた。 前号へ一二四号)に於て発表した新しい企画を以て我々の宗教研究は再出発したのであるが、果してその企画を継続的に実行しら

願してやまない。(大畠)

東 大 文

学

部 研究

員

西学 院 大 学 講 師

棚 小 石

瀬 林 田

襄 信 瑞 本

爾 雄

龍 関

谷

大

学

援

記

六〇